

愛知県被災した住宅の応急修理マニュアル

2025年(令和7年)5月

**愛知県建築局
公共建築部住宅計画課**

目 次

1. 総則
2. 平常時マニュアル
3. 市町村実施マニュアル
4. 県実施マニュアル
5. 応急修理協定締結団体マニュアル

1. 総 則

1 目的

このマニュアルは、被災した住宅の応急修理を実施するにあたり、市町村、県、応急修理団体及び修理業者の役割を示し、迅速かつ、円滑な運用に資することを目的とする。

2 制度概要

「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」

＜趣旨＞

災害救助法が適用された地域（市町村）において、災害のため住家が半壊・半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し、日常生活に欠くことのできない部分について必要最小限度の修理をすることで、その住家に引き続き住むことを目的としたものである。

「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」

＜趣旨＞

法による住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）は、住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行うことを目的とする。

以下は、これまでの災害での対応を踏まえた実施概要である。実際には災害発生後、内閣府との調整により取り扱いが決定される。

＜実施者＞ 広域災害・・・県知事及び救助実施市長

局地災害・・・市町村長（県から委任（救助実施市除く））

「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」

＜対象者＞ 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

- ① 原則、大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊等のいずれかの被害を受けたこと
- ② 応急修理を行うことにより避難所等への避難が不要となること

※公営住宅等と応急修理の制度を重複して利用することは認められない。ただし、以下の場合を除く（事前に内閣府と協議の上、実施すること）。

ア 一時的な避難場所として公営住宅等を利用している場合

イ 応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超え、かつ発災の日から原則6か月以内に修理が完了し自宅に戻ることが可能であると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な場合

なお、この場合、応急仮設住宅の使用期間は災害発生の日から原則6か月とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去すること。

＜資力要件＞ 自らの資力では応急修理をすることができない者（中規模半壊・半壊・準半壊）
(ある程度の資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。)

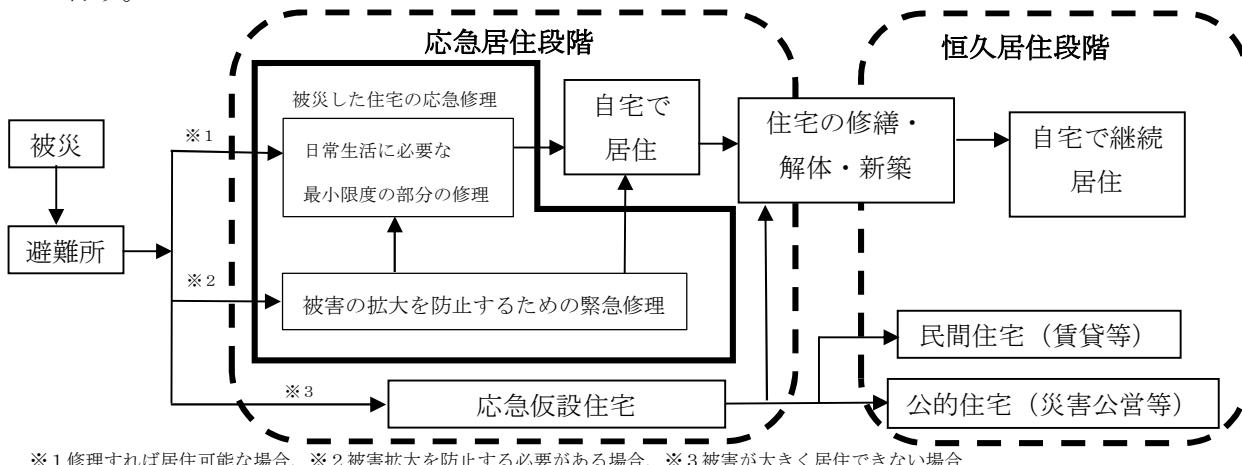
<修理範囲>	屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所
<限度額>	① 「大規模半壊」「中規模半壊」又は「半壊若しくは半焼」の被害を受けた世帯 1世帯当たり 73.9万円以内 (2025年4月時点)
	② 「準半壊」の被害を受けた世帯 1世帯当たり 35.8万円以内 (2025年4月時点)
<期限>	原則として、災害発生の日から3ヶ月以内に工事完了 (災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内)
「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」	
<対象者>	災害のため住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
<修理範囲>	日常生活に必要な最小限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に措置し、住宅の損傷が拡大しないように措置することが適当な箇所
<限度額>	半壊、半焼又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受けた世帯 1世帯当たり 5.39万円以内 (2025年4月時点)
<期限>	原則として、災害発生の日から10日以内に工事完了

【解説】

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

災害に係る住家の被害認定基準運用指針

- 被災した住宅の応急修理は、災害救助法第4条第6号に基づく「救助」にあたる。「救助対象者」「救助内容」等の詳細は、災害発生後、県災害対策課と内閣府との調整により決定される。
- 被災した住宅の応急修理を行うことにより、避難所等から自宅に戻ることを促し、応急仮設住宅の必要戸数を減少させることができる。
- 被災した住宅の応急修理は、災害救助法第13条第1項に基づき、県から市町村(救助実施市除く)へ救助の実施に関する事務が委任される。
- 救助の実施者は、局地災害の場合は市町村長、広域災害の場合は知事及び救助実施市長となる。広域災害等の場合で、知事が実施者となった場合にも、災害救助法第13条第2号に基づき市町村長(救助実施市除く)はこれを補助することとなっており、実施に関する事務は、市町村が行う。



※1 修理すれば居住可能な場合、※2 被害拡大を防止する必要がある場合、※3 被害が大きく居住できない場合

3 救助実施市

改正災害救助法が2019年4月1日に施行され、都道府県が実施する救助について、救助実施市（国から指定を受けた指定都市）は自らの事務として救助を行うことができるようになった。これを受け、名古屋市が救助実施市として2019年12月2日付けで指定され、2020年4月1日より適用された。これを受け、県と関係13団体ごとに締結している「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定」（以下「協定」という。）を、県、名古屋市及び13団体との三者協定とした。

県と名古屋市は同等の救助実施者となり、協定締結団体に対し実施者が二者という形になるが、平時及び災害時に業務を円滑に行うため、原則、協定締結団体との窓口は、県で対応することとし、名古屋市は県の連絡調整の下で協定締結団体と業務を進めていくこととする。また、県と名古屋市の費用負担について明確にする。

- ・愛知県と名古屋市と協定締結団体の三者協定とする。
- ・原則、協定締結団体への協力要請は愛知県が行うが、名古屋市が協力要請を行う場合は愛知県の調整の下で行う。
- ・費用負担について、名古屋市にかかる費用は、名古屋市の負担を明確にする。
- ・その他、協定締結団体にとって、二重負担にならないように、従前と変わらない体制とする。

【参考】関係法令(抜粋)

災害救助法

(目的)

第一条 この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の種類等)

第四条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

(事務処理の特例)

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

災害救助法施行令

(災害発生市町村の長による救助の実施に関する事務の実施)

第十七条 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととするときは、災害発生市町村の長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を災害発生市町村の長に通知するものとする。この場合においては、当該災害発生市町村の長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

内閣府告示第二百二十八号

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万三千九百円以内とすること。

ハ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了すること。

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

- イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。
 - (1) (2) に掲げる世帯以外の世帯 七十三万九千円
 - (2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十五万八千円
- ハ 日常生活に必要な最小限度の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、六月以内）に完了すること。

2 平常時マニュアル（県、市町村、協定締結団体）

1 目的

このマニュアルは、被災した住宅の応急修理を実施するにあたり、平常時より県、市町村及び協定締結団体の役割を示し、迅速かつ、円滑な運用に資することを目的とする。

2 応急修理体制の整備

1. 連絡担当者の確認

・県住宅計画課は、市町村及び協定締結団体の連絡先や担当者等を整理し共有する。

2. 応急修理業者名簿の整備

・県住宅計画課は、協定締結団体へ応急修理業者名簿の作成を依頼する。

・協定締結団体は、団体会員に名簿の記載情報の確認を行い、名簿の更新を行う。

・協定締結団体は、作成した応急修理業者名簿を県住宅計画課に送付する。

・県住宅計画課は、協定締結団体から提供を受けた応急修理業者名簿を市町村に送付する。

・市町村は、県住宅計画課より送付された応急修理業者名簿を整理し、災害時に備え保管する。

・市町村は、必要に応じ、応急修理業者名簿に業者を追加する。

3. 応急修理担当者会議の開催

・県住宅計画課は、被災した住宅の応急修理担当者会議を開催する。

・市町村及び協定締結団体は、応急修理担当者会議に参加する。

・県住宅計画課、市町村及び協定締結団体は、応急修理に関する情報を共有し、被災時に迅速に応急修理業務を行えるように備える。

4. 応急修理制度の周知

・県住宅計画課及び市町村は、日頃から防災イベント等で住民等に被災住宅の応急修理制度や申請手順等の周知を行う。

・協定締結団体は、応急修理業者名簿に記載されている業者に制度概要を周知する。

5. 応急修理費の上限値の確認

・県住宅計画課は、防災安全局災害対策課経由で国からの通知を確認する。

3 市町村実施マニュアル

1 目的

このマニュアルは、被災した住宅の応急修理を実施するにあたり、救助実施市及び県より事務委任された市町村(以下「市町村」という。)の役割を示し、迅速かつ、円滑な運用に資することを目的とする。

2 市町村の業務

- ① 被害状況の把握及び応急修理の要否の検討
- ② 応急修理実施の事前協議
- ③ 応急修理想定件数の推計及び予算措置
- ④ 応急修理体制の整備
- ⑤ 応急修理業者の指定
- ⑥ 応急修理の実施の広報・周知
- ⑦ 受付窓口の設置・窓口対応
- ⑧ 応急修理の事前相談
- ⑨ 応急修理の申込書受付・審査
- ⑩ 修理依頼書・修理実施連絡書の交付
- ⑪ 被災した住宅の応急修理実施状況の報告
- ⑫ 工事完了報告書の審査、修理代金の支払い
- ⑬ 必要な書類を整備し、保存
- ⑭ 応急修理業務の終了の可否を県住宅計画課と協議(救助実施市除く)
- ⑮ 住宅の応急修理に要した費用の請求(救助実施市除く)
- ⑯ 応急修理の結果（件数、金額等）の報告

【解説】

- ・ 被災住宅の応急修理は、被災者の希望に応じ、住宅の修理を行うものであり、応急修理業者も地域で活動する大工・工務店等が最も適当であることから、実施者が知事、市町村長にかかわらず、被災住宅の応急修理に係る申込書の受付、応急修理実施業者の指定と提示等の事務は市町村で行う。

2-1 応急修理の実施準備

1. 被害状況の把握及び応急修理の要否の検討
 - ・住家の被害状況を調査し、全壊、半壊等の被害状況を把握する。
(愛知県防災情報システム等を活用。)
 - ・住家の被害状況をふまえ、応急修理の要否等を検討する。
2. 応急修理実施の事前協議
 - ・応急修理実施要領（案）をふまえ、応急修理の要否、各種証明書等の発行、受付場所
・人員の確保、被災者の周知方法、応急修理業者の状況、受付開始可能見込日等について、検討する。
 - ・検討結果を「被災した住宅の応急修理の実施に関する情報について」（様式3）にまとめ、

県住宅計画課へ報告し、応急修理実施の事前協議を行う。

- ・県の示した応急修理実施要領（案）について意見を述べる。
- ・市町村独自で上乗せ等の制度拡充を行うかどうか検討する。

【解説】

- ・住宅の被災状況や避難者数等は、地元市町村が最も早くかつ正確に把握できる。同様に、被災住宅の応急修理の必要性や応急修理業者の状況等も市町村の判断が最も的確であると考えられることから、市町村はこれらの情報を迅速に収集し、応急修理の実施の判断ができるよう県と調整する。

2－2 応急修理体制の整備

1. 応急修理想定件数の推計及び予算措置

- ・被災状況や現地調査時のヒアリング等から応急修理が必要な実施想定件数を推計する。
- ・市町村長が実施者の場合は、実施想定件数をもとに予算措置を講じる。

2. 応急修理体制の整備

- ・応急修理の受付期間、受付場所を決定する。
- ・応急修理の実施にあたり、受付や審査などの業務に必要な人員を確保する。
- ・市町村の職員が不足する場合は、応援職員の派遣を県に依頼する。
- ・被災者への応急修理に関する周知内容、周知方法、周知開始日を決定する。
- ・応急修理体制の整備について、「被災した住宅の応急修理の想定件数等について」（様式9）にまとめ、県住宅計画課に報告する。

3. 応急修理業者の指定

- ・県より送付される応急修理実施可能業者名簿を整理し、必要に応じて業者を追加・削除し、応急修理業者を指定する。
- ・応急修理業者名簿を被災者に提示できるよう準備する。
- ・応急修理業者へ実施要領（事務手順等）を説明する。
- ・業者不足が見込まれる場合は、県住宅計画課へ応援応急修理実施可能業者名簿を依頼する。
- ・県住宅計画課より提供された応援応急修理実施可能業者の名簿を整理し、被災者に提示できるよう準備する。

【解説】

- ・東日本大震災においては、応急修理制度がマンションにも一部適用されている。状況に応じて対象を定めた上で、必要戸数を推計する。
- ・業者に関する契約や支払いに関する市町村規約等がある場合、所在する住所に応じて業者を限定する等、必要に応じて名簿に追加・削除等を行い、応急修理業者を指定する。

2－3 応急修理制度の広報・周知、受付窓口の設置

1. 応急修理の実施の広報・周知

広報や掲示板、ホームページ等を使い広く被災者へ広報する。

2. 応急修理受付窓口の設置・窓口対応

窓口では、以下の業務を行う。

- ・申込書の受付
- ・応急修理業者の提示
- ・申請書・修理見積書等用紙の交付・受付等
- ・応急修理に関する相談、問合せ

【解説】

- ・被災時の情報伝達手段の状況に応じて、効果的な周知方法を採用する。（ＳＮＳ等状況に応じて採用）
- ・被災した住宅に関する相談に関して、県では、愛知県建築士事務所協会、住宅金融支援機構と協定を結んでいるため、相談窓口を設置した場合は、県に相談員の派遣を要請することができる。（協定名：災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定）

2－4 応急修理の申込書受付・修理依頼・完了事務

1. 応急修理の事前相談
 - ・被災者より、応急修理について事前相談等があった場合は、応急修理の要件や工事対象等制度の説明や申込みに必要な様式等を交付する。
 - ・必要に応じて、応急修理業者の提示等を行う。
2. 応急修理の申込書受付・審査
 - ・被災者から住宅の応急修理申込書（要領様式第1－1－1、1－2－1号）等の以下の提出書類を受付する。
 - ・修理見積書を後日提出する場合は、応急修理業者より提出してもよい。
 - ・提出された応急修理の申込書類について、審査する。
 - ・申込書類に不備等ある場合は、被災者・修理業者に確認し修正を依頼する。
3. 修理依頼書・修理実施連絡書の交付
 - ・審査完了後、応急修理業者に修理依頼書（要領様式第4－1、4－2号）を受領した修理見積書とともに交付する。
 - ・応急修理業者からの請書（要領様式第6号）を受領する。
（「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」は省略可）
 - ・応急修理実施連絡書（要領様式第5－1、5－2号）を被災者に受領した修理見積書とともに交付する。
4. 被災した住宅の応急修理実施状況の報告
 - ・被災住宅の応急修理実施状況を「被災した住宅の応急修理実施状況について」（様式10）にまとめ、県住宅計画課に適宜、報告する。
 - ・応急修理業者の不足が発生した場合等、追加で必要な対応について、県住宅計画課に依頼する。
5. 工事完了報告書の審査、修理代金の支払い
 - ・応急修理業者より、工事完了報告書（要領様式第7－1、7－2号）及び応急修理請求書（要領様式第8号）を受付する。
 - ・見積の変更がある場合は、応急修理業者より、変更見積書の作成・提出を受け、審査後、応急修理業者より、工事完了報告書及び応急修理請求書を受付する。
 - ・工事完了報告書、写真及び応急修理請求書の審査を行う。
 - ・市町村長が実施者の場合は、応急修理業者に修理代金を支払う。
 - ・県知事が実施者の場合は、審査完了後すみやかに応急修理にかかる書類（申込書、修理見積書、完了報告書、請求書等一式）を取りまとめ、県へ送付する。
6. 必要な書類を整備し、保存

原則として次に掲げる書類。帳簿等を整備し、保存する。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを作成する。

- ・救助実施記録日計票
- ・住宅の応急修理記録簿又は緊急の修理記録簿
- ・住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- ・住宅の応急修理関係支払証拠書類

【解説】

- ・受付窓口には、申請様式や記載例、応急修理制度説明チラシ等を準備する。
- ・受付する際に、応急修理実施連絡書を交付するために、申込者の交付先（避難先）を確認する。
- ・必ずしも応急修理業者と契約書を取り交わす必要はなく、請書の徴収で差し支えない。

2－5 応急修理業務の終了と請求事務

1. 応急修理業務の終了の可否を県住宅計画課と協議（救助実施市除く）
 - ・業務終了の可否を県住宅計画課と協議する（救助実施市除く）
 - ・終了する場合は、広報や掲示板、ホームページ等により、住民に周知する。
2. 住宅の応急修理に要した費用の請求（救助実施市除く）
 - ・市町村長が実施者の場合は、住宅の応急修理に要した費用の応急修理業者への支払い分について、他の救助費用と合わせて県へ請求する。
3. 応急修理結果（件数、金額等）の報告
 - ・応急修理の結果（件数、金額等）を県住宅計画課へ報告する。

2－6 留意事項

- ・「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」については、災害発生の日から10日以内に完了させる必要があるため、本マニュアルを参考に、被災状況に応じて臨機応変の対応が求められる。
- ・愛知県が愛知県建築士事務所協会と締結している「災害時における被災住宅・建築物復旧相談業務に関する協定書」及び住宅金融支援機構と締結している「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書」に基づき、「愛知県被災住宅・建築物の復旧・復興相談業務マニュアル」が別途あり。

4 県実施マニュアル

1 目的

このマニュアルは、被災した住宅の応急修理を実施するにあたり、県の役割を示し、迅速かつ、円滑な運用に資することを目的とする。

2 県の業務

- ① (災対・住計) 被害状況の把握
- ② (災対) 災害救助法の適用の決定→市町村への「被災した住宅の応急修理」に係る救助事務の委任
- ③ (災対) 「被災した住宅の応急修理」の実施方針について、内閣府と調整
- ④ (住計) 「応急修理実施可能業者名簿」の作成・送付
- ⑤ (住計) 「応急修理実施可能業者名簿」を市町村へ提供
- ⑥ (住計) 「応急修理実施要領」の策定
- ⑦ (住計) 市町村と応急修理実施の事前協議
- ⑧ (住計) 「応急修理実施要領」の決定・市町村及び協定締結団体へ通知
- ⑨ (住計) 実施要領に基づき、予算措置を講じる（県が実施者の場合）
- ⑩ (住計) 応急修理体制の準備
- ⑪ (住計) 修理業者の確保
- ⑫ (住計) 被災した住宅の応急修理の実施の広報・周知
- ⑬ (住計) 応急修理に関する問合せ対応
- ⑭ (住計) 応急修理実施状況の確認
- ⑮ (住計) 被災した住宅の応急修理実施状況の通知
- ⑯ (住計) 応急修理業者が不足する場合の応援応急修理業者の対応
- ⑰ (住計) 修理代金の支払い（県が実施者の場合）
- ⑱ (住計) 応急修理業務終了の協議等
- ⑲ (住計) 住宅の応急修理に要した費用の支払い（市町村が実施者の場合）
- ⑳ (住計) 応急修理の結果（件数、金額等）を集計

【解説】(災対)・・災害対策課 (住計)・・住宅計画課

2-1 応急修理の実施準備

1. 被害状況の把握
 - ・ (災対) 災害救助法を適用された市町村に対して、「被災した住宅の応急修理」に係る救助事務の委任を行う。その際、被災状況等から、実施者を決定する。救助の実施者は、局地災害の場合は市町村長、広域災害等の場合は知事及び救助実施市長となる。
 - ・ 愛知県防災情報システムにより、市町村ごとの住家の被災状況を収集する。
 - ・ 災害対策課に災害救助法の適用市町村を確認する。
 - ・ 被災した住宅の応急修理の実施に関する情報を整理する。（様式1）
2. 「応急修理実施可能業者名簿」の作成・送付
 - ・ 協定締結団体へ市町村の被災状況等の情報（様式1）を提供する。

- ・応急修理実施可能業者名簿の作成を協定締結団体へ依頼する。(様式4)
 - ・協定締結団体から提供された応急修理対応実施可能業者名簿を市町村に送付する。
- (様式5)
3. 「応急修理実施要領」の策定
 - ・市町村の被害状況に基づき、被災住宅の応急修理の実施方針（実施者、対象者要件、費用限度、県費上乗せ額等）を検討し、実施方針案を作成する。
 - ・作成した実施方針案を災害対策本部建設部門総括部に報告するとともに、災害対策本部を通じて、内閣府と調整の上で実施方針を決定し、応急修理実施要領・様式を策定する。
 4. 市町村と応急修理実施の事前協議
 - ・市町村と応急修理の要否、実施想定件数、受付期間、受付場所、修理の限度額等、応急修理実施の事前協議を行う。
 - ・県の示した応急修理実施要領について市町村より意見を聞く。「被災した住宅の応急修理の実施に関する情報について」(様式2)を市町村に照会し、市町村からの回答「被災した住宅の応急修理の実施に関する情報について」(様式3)を整理する。
 5. 「応急修理実施要領」の決定・市町村及び協定締結団体へ通知
 - ・県住宅計画課は、市町村との事前協議の結果を踏まえ、応急修理実施要領（対象者、基準額等）を決定する。
 - ・応急修理の実施要領を災害対策課・建設事務所(様式6)・各市町村(様式7)・協定締結団体(様式8)へ通知する。
 6. 実施要領に基づき、予算措置を講じる（県が実施者の場合）
 - ・県知事が実施者の場合、様式の宛先は、市町村長の部分は全て愛知県知事とする。災害救助法に基づく救助に係る費用は、災害対策本部建設部門総括部が、予算資料作成及び災害救助費としての予算(補正)計上を行い、配当を受けて、被災住宅の応急修理に係る支払いを行う。

【解説】

- ・県は、関係市町村において、被災住宅の応急修理が迅速かつ的確に実施できるよう、日頃から協定締結団体と連絡を取り、応急修理業者名簿を整備しておく。
- ・建設事務所(建築課)は、本庁から現地調査、情報収集及び市町村へ応援職員の派遣等に関して依頼があった場合に適宜協力する。

2－2 応急修理体制の整備

1. 応急修理体制の整備
 - ・被災した住宅の応急修理の想定件数等(様式9)で回答された情報により市町村の応急修理体制の状況を把握する。
 - ・協定締結団体と建設事務所建築課に応急修理の想定件数、受付期間等を通知する。(様式11)(様式12)
 - ・県知事が実施者の場合は、市町村の被災住宅の応急修理の想定件数等を集計し、実施要領に基づき、災害対策本部建設部門総括部において予算措置を講じる。
 - ・市町村の職員が不足する場合は、応援職員を派遣する。
2. 修理業者の確保
 - ・協定締結団体を通じ実施要領を応急修理業者に周知する。
 - ・市町村の応急修理業者の状況を把握し、必要な対応を検討する。

- ・協定締結団体へ業者不足の市町村を連絡し、応援応急修理実施可能業者名簿の提出を依頼する。(様式1-3)
- ・応援応急修理実施可能業者名簿を市町村に送付する。(様式1-4)

【解説】

- ・災害時に市町村業務が的確に実施できるよう、必要に応じ、応援職員の派遣や応援応急修理実施可能業者の照会等を行う。

2-3 応急修理制度の広報・周知、相談窓口設置

1. 被災住宅の応急修理の実施の広報・周知
 - ・被災住宅の応急修理の実施を記者発表、Webサイトへの掲載等により、広報する。
2. 応急修理に関する問合せ対応
 - ・県民からの応急修理に関する問合せに対応する。
 - ・市町村からの問合せ・相談等に対応する。

2-4 応急修理実施

1. 応急修理実施状況の確認
 - ・市町村の被災住宅の応急修理実施状況を確認する。(様式1-0)
2. 被災した住宅の応急修理実施状況の通知
 - ・市町村の被災住宅の応急修理実施状況を協定締結団体と建設事務所建築課に通知する。(様式1-1・1-2)
3. 応急修理業者が不足する場合の応援応急修理業者の対応
 - ・応急修理業者の不足が発生した場合等、追加で必要な対応を行う。
4. 修理代金の支払い(県が実施者の場合)
 - ・県が実施者の場合、市町村より送付された請求書等の書類を速やかに取りまとめて、災害対策本部建設部門総括部に報告し、災害対策本部建設部門総括部が応急修理業者への支払いに必要な事務を行う。

2-5 応急修理業務の終了

1. 応急修理業務終了の協議等
 - ・業務終了の可否を市町村と協議する。
 - ・市町村からの応急修理業務終了の報告を建設事務所及び協定締結団体へ通知する。
 - ・終了する場合は、記者発表、Webサイトへの掲載等により、広報する。
2. 住宅の応急修理に要した費用の支払い(市町村が実施者の場合)
 - ・市町村長が実施者の場合は、市町村が応急修理業者に支払った住宅の応急修理に要した費用について、他の救助費用と合わせて市町村へ支払うこととなる。
3. 応急修理の結果(件数、金額等)を集計
 - ・市町村の応急修理の結果(件数、金額等)を集計する。
 - ・集計した結果を災害対策課に報告する。

【解説】

- ・県知事が実施者の場合は、被災住宅の応急修理に要した費用の応急修理実施業者への支払いは県で行う。市町村長実施の場合は、支払いは市町村で行い、他の救助費用と合わせて県に請求がある。

2－6 留意事項

- ・「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」については、災害発生の日から10日以内に完了させる必要があるため、本マニュアルを参考に、被災状況に応じて臨機応変の対応が求められる。

5 協定締結団体マニュアル

1 目的

このマニュアルは、被災した住宅の応急修理を実施するにあたり、協定締結団体の役割を示し、迅速かつ、円滑な運用に資することを目的とする。

2 協定締結団体・応急修理業者の業務

- ①応急修理実施可能業者名簿の作成
- ②応急修理実施要領を応急修理業者へ周知
- ③応援応急修理実施可能業者の名簿作成
- ④応急修理体制の周知
- ⑤応急修理実施状況の周知
- ⑥応急修理終了の周知

【解説】

- ・被災住宅の応急修理は一義的には市町村が実施するが、市町村が応急修理実施業者を指定するにあたり必要となる被災住宅の応急修理業者名簿を日頃から整備しておき、県からの求めに応じ、その情報を提供する。
- ・災害時には、応急修理実施可能業者の把握（会員の被災状況の把握）を行うとともに、県からの求めに応じ、応急修理実施可能業者名簿を提供する。
- ・被災住宅の応急修理の実施にあたっては、実施方針を応急修理実施可能業者に伝達する。団体は会員の業務実施にあたり、技術的支援等を実施する。

3 応急修理の実施

1. 応急修理対応可能業者名簿の作成
 - ・団体会員に被災状況及び応急修理実施可否を確認する。
 - ・応急修理実施可能業者名簿を作成する。
 - ・応急修理実施可能業者名簿を県住宅計画課に送付する。
2. 応急修理の実施準備
 - ・県住宅計画課から送付される実施要領を応急修理業者へ周知する。
3. 応急修理体制の周知
 - ・県住宅計画課から送付される市町村の応急修理体制を応急修理業者へ周知する。
4. 応急修理の業者の確保
 - ・業者が不足する場合は、団体会員に被災状況及び応急修理実施可否を確認し、応援応

急修理実施可能業者名簿を作成し、県住宅計画課へ送付する。

5. 応急修理実施状況の周知

- ・市町村の被災住宅の応急修理実施状況を応急修理業者へ周知する。

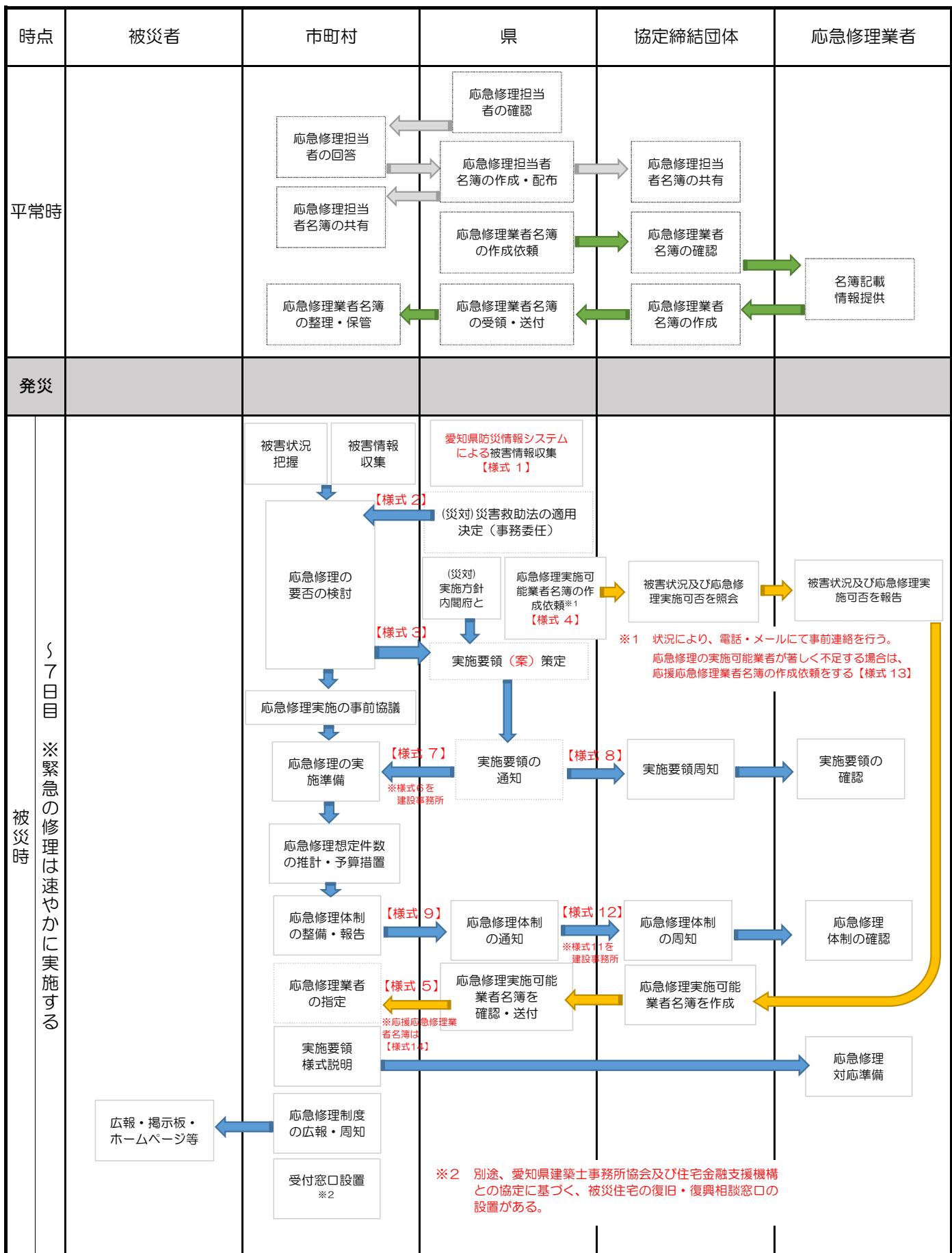
6. 応急修理終了の周知

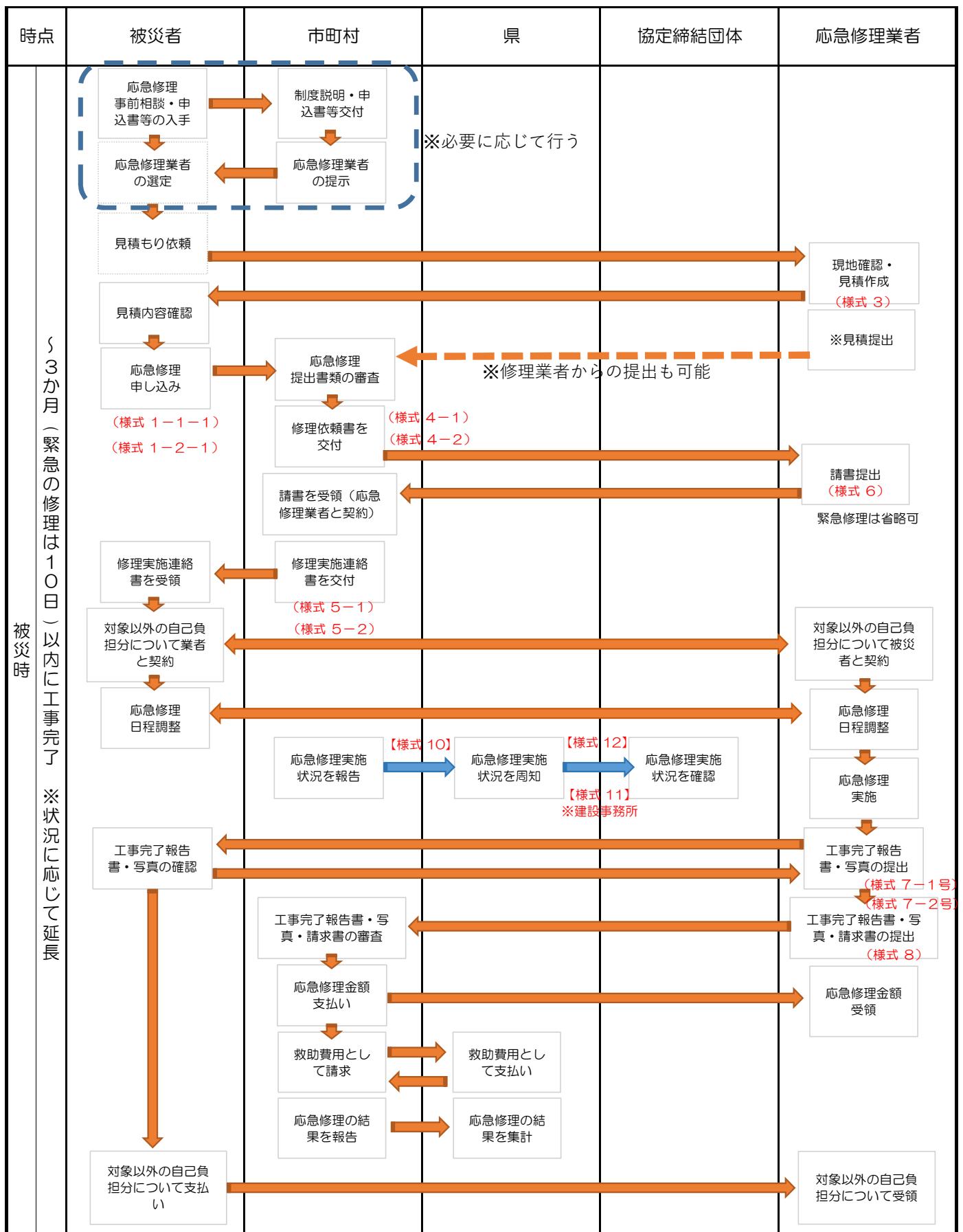
- ・応急修理終了を会員に周知する。

4 留意事項

- ・「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」については、災害発生の日から 10 日以内に完了させる必要があるため、本マニュアルを参考に、被災状況に応じて臨機応変の対応が求められる。

被災した住宅の応急修理関連フロー（実施者が市町村長の場合）





(様式●●) は、災害救助事務取扱要領様式を示す。

【様式●●】は、マニュアル様式を示す。

<様式>

様式番号	題名	発信者	受信者
(様式1)	被災した住宅の応急修理の実施に関する情報一覧	県	団体
(様式2)	被災した住宅の応急修理の実施に関する情報について (照会)	県	市町村
(様式3)	被災した住宅の応急修理の実施に関する情報について (回答)	市町村	県
(様式4)	「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書」に基づく、被災住宅の応急修理の実施可能業者について (照会)	県	団体
(様式5)	「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書」に係る応急修理業者名簿の提供について(送付)	県	市町村
(様式6)	災害時における被災した住宅の応急修理の実施について (通知)	県	県建設事務所
(様式7)	災害時における被災した住宅の応急修理の実施について (通知)	県	市町村
(様式8)	災害時における被災した住宅の応急修理の実施について (依頼)	県	団体
(様式9)	被災した住宅の応急修理の想定件数等について(回答)	市町村	県
(様式10)	被災した住宅の応急修理の実施状況(第回)について(報告)	市町村	県
(様式11)	災害時における被災住宅の応急修理の実施について(通知)	県	県建設事務所
(様式12)	災害時における被災住宅の応急修理の実施について(通知)	県	団体
(様式13)	「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書」に係る応援応急修理業者名簿の提供について(依頼)	県	団体
(様式14)	「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書」に係る応援応急修理業者名簿の提供について(送付)	県	市町村

<実施要領>

(災害名：○○…○)における被災した住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」実施要領(年月日決定)

(災害名：○○…○)における被災した住宅の応急修理「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」実施要領(年月日決定)

<実施要領・様式>

題名	最小限度の修理 ^{※1}	緊急の修理 ^{※2}
申込書	様式第1-1-1号	様式第1-2-1号
住宅の被害状況に関する申出書	様式第1-1-2号	—
「住宅の応急修理」申込チェックシート	様式第1-1-3号	—
被害状況報告書	—	様式第1-2-2号

受領書	—	様式第1－2－3号
資金に関する申出書	様式第2号	—
修理見積書・修理見積確認書	様式第3号	
修理依頼書	様式第4－1号	様式第4－2号
修理実施連絡書	様式第5－1号	様式第5－2号
請書	様式第6号	—
工事完了報告書	様式第7－1号	様式第7－2号
請求書	様式第8号	
同意書	様式第9号	—
工事写真台帳（施工写真）	様式第10－1号	様式第10－2号

※1：「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」

※2：「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」

＜住宅の応急修理制度に係る工事の施工業者の方へ＞

- ・日常生活に必要な最小限度の部分の修理用
- ・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理用

＜周知用チラシ＞

- ・日常生活に必要な最小限度の部分の修理用
- ・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理用
- ・写真撮影（日常生活に必要な最小限度の部分の修理用）

＜（参考様式）愛知県災害救助の手引きより抜粋＞

災害様式5 災害実施記録日計票

災害様式16 住宅応急修理記録簿

(様式 1)

被災した住宅の応急修理の実施に関する情報一覧

年　月　日　時現在

市町村名	災害救助法適用日	最終更新日時	被害状況（棟）					応急修理	
			全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	最小限度の修理※1	緊急の修理※2
								実施の必要性	実施の必要性
愛知県合計									
名古屋市									
尾張・一宮・海部	一宮市								
	瀬戸市								
	春日井市								
	犬山市								
	江南市								
	小牧市								
	稻沢市								
	尾張旭市								
	岩倉市								
	豊明市								
	日進市								
	清須市								
	北名古屋市								
	長久手市								
	東郷町								
	豊山町								
	大口町								
	扶桑町								
	津島市								
	愛西市								
	弥富市								
	あま市								
	大治町								
	蟹江町								
	飛島村								
	計								

※ 1 : 「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」を示す。

※ 2 : 「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」を示す。

市町村名		災害救助法適用日	最終更新日時	被害状況（棟）					応急修理	
				全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	最小限度の修理※1	緊急の修理※2
知多	半田市									
	常滑市									
	東海市									
	大府市									
	知多市									
	阿久比町									
	東浦町									
	南知多町									
	美浜町									
	武豊町									
	計									
西三河・知立・豊田加茂	岡崎市									
	刈谷市									
	安城市									
	西尾市									
	知立市									
	高浜市									
	幸田町									
	碧南市									
	豊田市									
	みよし市									
	計									
新城・設楽・東三河	新城市									
	設楽町									
	東栄町									
	豊根村									
	豊橋市									
	豊川市									
	蒲郡市									
	田原市									
	計									

※1：「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」を示す。

※2：「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」を示す。

(様式2)

住 計 第 号
年 月 日

各 市 町 村 長 殿

愛 知 県 知 事

被災した住宅の応急修理の実施に関する情報について（照会）

年 月 日に発生しました<災害名 : >に伴

い、県内で甚大な被害が発生し、各市町村におかれましては、鋭意、災害救助・復旧対策を実施されていることと存じます。

こうした中、災害のため住家が半壊若しくは半焼等し、そのままでは住むことができない状態であり、自らの資力では応急修理できない方等、又は、災害のため住家が半壊若しくは半焼等し、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある方につきましては、災害救助法第4条第1項第6号の規定に基づき、実施要領（案）のとおり公費による修理ができます。

つきましては、貴市町村の被災住宅の応急修理の実施に関する情報について、

年 月 日（ ）までに様式3により御回答ください。

なお、詳細等につきましては、下記までお問い合わせください。

担 当 建築局公共建築部住宅計画課
防災まちづくりグループ< >
電 話 052-954-6549 (ダイヤルイン)
F A X 052-961-8145
メール jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

(様式3)

第 号
年 月 日

愛知県知事殿

市町村長

被災した住宅の応急修理の実施に関する情報について（回答）

被災した住宅の応急修理の実施に関する情報について、下記のとおり回答します。

記

1 被災した住宅の応急修理の実施体制（受付体制）（年 月 日現在）

1-1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

被災した住宅の応急修理の実施の必要性	有	・	無
必要な業務等	受付場所の確保	可能（場所：	）・不可能
	受付人員の確保	可能（人）	・不可能
	被災者へ周知	可能（方法：	）・不可能
応急修理業者の状況	別紙のとおり・不明		
受付開始可能見込日	年 月 日 以降・不明		
応急修理の期間（予定）	年 月 日から	年 月 日まで	

1-2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

被災した住宅の応急修理の実施の必要性	有	・	無
必要な業務等	り災証明書の発行	可能	・不可能
	住民票の発行	可能	・不可能
	所得証明書の発行	可能	・不可能
	受付場所の確保	可能（場所：	）・不可能
	受付人員の確保	可能（人）	・不可能
	被災者へ周知	可能（方法：	）・不可能
応急修理業者の状況	別紙のとおり・不明		
受付開始可能見込日	年 月 日 以降・不明		
応急修理の期間（予定）	年 月 日から	年 月 日まで	

2 実施要領案について意見

実施要領案について意見	有	・	無

3 連絡先

担当部署名	
担当者名	
電話番号	
防災無線	
F A X	
E メール	

市町村名	
------	--

○被災した住宅の応急修理に関し、市町村が独自に協定を締結している団体（業者）
の被災状況について

独自協定締結団体名	貴市町村内の業者数	うち応急修理の実施可能な業者数
合計		

(様式4)

住計第 号
年 月 日

災害時における被災住宅の応急修理に
関する協定書の締結団体の長様

愛知県知事

「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書」に基づく、被災住宅の応急修理の実施可能業者について（照会）

年 月 日に発生しました＜災害名：>
に伴い、別添（様式1）のとおり県内の住宅に甚大な被害が発生し、現在、
市始め 市町村が災害救助法の適用を受けました。

このため、本県では、災害救助法に基づき被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）【必要に応じて修正】の実施を検討しているところであります。

つきましては、「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書」第3条に基づき提出いただいた名簿（応急修理業者名簿）に、貴団体の会員のうち被災住宅の応急修理の実施可能な業者（会員）に関する情報を明示し、御報告いただきますようお願い申し上げます。

加えて、被害が甚大な市町村においては、応急修理の実施可能な業者が著しく不足することが想定されますので、応援応急修理業者名簿の準備もお願い申し上げます。

担当 建築局公共建築部住宅計画課
防災まちづくりグループ<>
電話 052-954-6549（ダイヤルイン）
FAX 052-961-8145
メール jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

(様式5)

住計第 号
年 月 日

関係市町村長 殿

愛知県知事

「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書」に係る
応急修理業者名簿の提供について（送付）

年 月 日付け 第 号の「災害時における被災した住宅
の応急修理の実施について」で、応急修理を実施することを通知しておりますが、「災
害時における被災住宅の応急修理に関する協定」を締結しているすべての協定締結団体
から「被災住宅の応急修理」実施可能な応急修理業者名簿が提供されましたので、送付
します。

担当 建築局公共建築部住宅計画課
防災まちづくりグループ< >
電話 052-954-6549(ダイヤルイン)
FAX 052-961-8145
メール jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

(様式6)

住計第 号
年 月 日

各 建 設 事 務 所 長 殿

建 築 局 長

災害時における被災した住宅の応急修理の実施について（通知）

年 月 日に発生しました<災害名 : >

による県内の住宅の甚大な被害に対し、本県では、別添の実施要領のとおり災害救助法に基づき被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）【必要に応じて修正】を実施することとしましたので、ご承知おきください。

なお、被災した住宅の応急修理の実施に関する事務につきましては、市町村長に（委任・事務補助を依頼）【必要に応じて修正】しております。

担 当 建築局公共建築部住宅計画課
防災まちづくりグループ< >
電 話 052-954-6549 (ダイヤルイン)
F A X 052-961-8145
メール jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

(様式7)

住計第 号
年 月 日

関係市町村長殿

愛知県知事

災害時における被災した住宅の応急修理の実施について（通知）

年 月 日に発生しました<災害名：>による

県内の住宅の甚大な被害に対し、本県では、別添の実施要領のとおり災害救助法に基づき被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）【必要に応じて修正】を実施することとしました。

つきましては、貴市町村の被災住宅の応急修理の想定件数等について、様式9によりご回答いただくとともに、被災者への周知（別紙案内例参照）、対象者の選定及び修理の依頼等の事務について、速やかな準備をお願い申し上げます。

担当 建築局公共建築部住宅計画課
防災まちづくりグループ<>
電話 052-954-6549（ダイヤルイン）
FAX 052-961-8145
メール jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

「被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）」 申込みのご案内（例）

1 趣旨

災害により大規模半壊、中規模半壊又は半壊（半焼）若しくはこれに準ずる程度の住家被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯を対象に、災害救助法に基づき市町村が修理を行うものです。

2 対象者

下記の（1）及び（2）に該当する者

（1）以下の全ての要件を満たす者（世帯）

①< >により、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊等の被害を受けたこと。

・全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、被災住宅の応急修理の対象とはなりません。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではありません。

②応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

③応急仮設住宅を利用しないこと。

・被災住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用するすることは、認められません。ただし、応急修理期間中に一時的に利用することは可能な場合があります。

（2）自らの資力では応急修理をすることができない者

（ある程度の資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断します。）

3 修理箇所

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所に限ります。

4 修理限度額

① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯

 1世帯当たり 739,000 円以内（2025年4月現在）

② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯

 1世帯当たり 358,000 円以内（2025年4月現在）

（市町村が修理依頼を行います。修理費用の支給ではありません。）

5 実施方法

現地調査の上、修理内容を決めます。修理は、市町村が提示する業者が行います。

対象者の希望する業者がある場合は、対象者自身で修理業者を選定します。

6 申込方法

申込書（市役所、町村役場等で配布）に記入の上、り災証明書等の必要書類を添付して、市町村の窓口へお申込みください。結果は、審査の上、後日連絡します。なお、借家の場合は、家主の修理同意書を添付してください。

7 受付期間

年　　月　　日（　）から　　年　　月　　日（　）まで

8 問合せ先

各市町村の担当窓口

○○市町村　○○課　電話番号：○○○○○－○○－○○○○○

「被災した住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）」 申込みのご案内（例）

1 趣旨

災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯を対象に、災害救助法に基づき市町村が修理を行うものです。

2 対象者

下記の（1）に該当する者

（1）以下の全ての要件を満たす者（世帯）

①< >により、準半壊以上（相当）の被害を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがあること。

・全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、被災した住宅の応急修理の対象とはなりません。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではありません。

3 修理箇所

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、ブルーシート、ロープ、土のう等を用いて行うものであって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所に限ります。

4 修理限度額

①半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の被害を受けた世帯

1世帯当たり 53,900円以内（2025年4月現在）

（市町村が修理依頼を行います。修理費用の支給ではありません。）

5 実施方法

現地調査の上、修理内容を決めます。修理は、市町村が提示する業者が行います。

6 申込方法

申込書（市役所、町村役場等で配布）に記入の上、被害況報告書等の必要書類を添付して、市町村の窓口へお申込みください。

7 受付期間

年　　月　　日（　）から　　年　　月　　日（　）まで

8 問合せ先

各市町村の担当窓口

○○市町村　○○課　電話番号：○○○○一〇〇一〇〇〇〇

(様式8)

住計第 号
年 月 日

災害時における被災住宅の応急修理に
関する協定書の締結団体の長様

愛知県知事

災害時における被災した住宅の応急修理の実施について（依頼）

年 月 日に発生しました＜災害名： ＞

による県内の住宅の甚大な被害に対し、本県では、別添の実施要領のとおり災害救助法に基づき被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）〔必要に応じて修正〕を実施することとしましたので、「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書」（以下「協定書」という。）第4条に基づき、協力要請します。

なお、被災した住宅の応急修理の実施に関する事務につきましては、市町村長に（委任・事務補助を依頼）〔必要に応じて修正〕しておりますので、協定書第6条の規定に（基づき・準じ）、当該市町村長の指示に従い応急修理を実施していただきますようお願い申し上げます。

担当 建築局公共建築部住宅計画課
防災まちづくりグループ＜ ＞
電話 052-954-6549 (ダイヤルイン)
FAX 052-961-8145
メール jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

(様式9)

第 号
年 月 日

愛知県知事殿

市町村長

被災した住宅の応急修理の想定件数等について（回答）

被災した住宅の応急修理の想定件数等について、下記のとおり回答します。

記

1 被災した住宅の応急修理の受付期間等（ 年 月 日 時現在）

1-1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

想定件数	件
周知開始日	年 月 日
受付期間	年 月 日 ~ 年 月 日
受付場所	
被災者への周知	方法
	時期

1-2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

想定件数	件
周知開始日	年 月 日
受付期間	年 月 日 ~ 年 月 日
受付場所	
被災者への周知	方法
	時期
り災証明書の発行	場所
住民票の発行	場所
所得証明書の発行	場所

※被災状況や現地調査時のヒアリング等から被災住宅の応急修理の実施割合を想定の上、算出してください。

想定件数が不明の場合は、半壊・半焼、及び準半壊数に0.3を乗じてください。

2 連絡先

担当部署名	
担当者名	
電話番号	
防災無線	
F A X	
E メール	

(様式 10)

第 号
年 月 日

愛知県知事殿

市町村長

被災した住宅の応急修理の実施状況（第 回）について（報告）

被災した住宅の応急修理の実施状況等について、下記のとおり報告します。

記

1 被災した住宅の応急修理の実施状況等（ 年 月 日現在）

1-1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

周知開始日 ※1	年 月 日		
受付期間 ※1	年 月 日 ~ 年 月 日		
実施期間 ※1	年 月 日 ~ 年 月 日		
実施可能業者数 (A)	社 (詳細別紙1)		
想定件数	件		
受付(申込)件数 (B)	受付開始前	・	件 (詳細別紙2-1)
見積書提出件数 (C)	受付開始前	・	件 (詳細別紙2-1)
完了報告件数 (D)	受付開始前	・	件 (詳細別紙2-1)

※1 緊急修理は、原則、災害発生の日から10日以内に終了させる必要がある。ただし、

内閣府と県との協議の上で延長できる。

1-2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

周知開始日 ※2	年 月 日		
受付期間 ※2	年 月 日 ~ 年 月 日		
実施期間 ※2	年 月 日 ~ 年 月 日		
実施可能業者数 (A)	社 (詳細別紙1)		
想定件数 ※3	件		
受付(申込)件数 (B)	受付開始前	・	件 (詳細別紙2-2)
見積書提出件数 (C)	受付開始前	・	件 (詳細別紙2-2)
完了報告件数 (D)	受付開始前	・	件 (詳細別紙2-2)

※2 応急修理は、原則、災害発生の日から3月以内に終了させる必要がある。ただし、

内閣府と県との協議の上で延長できる。

※3 過去災害の実施事例や現地調査時のヒアリング等から被災住宅の応急修理の実施割合を想定の上、算出してください。(不明の場合は、半壊・半焼数に0.3を乗じてください。)

3 追加で必要な対応について

3-1 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

緊急修理の受付期間	受付期間の延長（日間・日まで）	・ 延長なし
緊急修理の実施期間	実施期間の延長（日間・日まで）	・ 延長なし
応急修理業者	応援応急修理業者名簿の提供（送付）	・ 送付なし

3-2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

応急修理の受付期間	受付期間の延長（日間・日まで）	・ 延長なし
応急修理の実施期間	実施期間の延長（日間・日まで）	・ 延長なし
応急修理業者	応援応急修理業者名簿の提供（送付）	・ 送付なし

4 連絡先

担当部署名	
担当者名	
電話番号	
防災無線	
F A X	
Eメール	

(別紙1)

市町村名	
------	--

○「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書」第3条に基づく名簿に掲載のある応急修理業者の被災状況について

市町村名	貴市町村内の会員(業者)数	うち応急修理の実施可能な会員(業者)数
(一社) 愛知県建設業協会		
愛知県建設組合連合(愛知建連)		
全愛知建設労働組合(全建愛知)		
愛知県建築組合連合会(愛知建築)		
愛知建設組合(愛知建設)		
愛知県建築技術研究会		
尾張設備安全防災協議会		
三河管工事業者協議会		
(一社) 名古屋設備業協会		
(一社) 愛知電業協会		
愛知県電気工事業工業組合		
(一社) 愛知県空調衛生工事業協会		
愛知県管工事業協同組合連合会		
合計		

※上記団体に関し、各市町村が独自に整理した名簿の提出でも可。

○上記団体以外で、被災住宅の応急修理に関し、市町村が独自に協定を締結している

団体(業者)の被災状況について

独自協定締結団体名	貴市町村内の業者数	うち応急修理の実施可能な業者数
合計		

被災した住宅の応急修理の受付等状況
【日常生活に必要な最小限度の部分の修理】

年　月　日現在

市町村名 ()	受付(申込)件数	見積書提出件数	依頼(決定)件数	完了報告件数
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
合　計				

※受付期間が長期にわたる場合は、週単位でまとめて記載してください。

直近は、日ごとで記載してください。

被災した住宅の応急修理の受付等状況
【住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理】

年　月　日現在

市町村名 ()	受付(申込)件数	見積書提出件数	依頼(決定)件数	完了報告件数
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
月　日()				
合　計				

※受付期間が長期にわたる場合は、週単位でまとめて記載してください。

直近は、日ごとで記載してください。

(様式 1-1)

住計第 号
年 月 日

各 建 設 事 務 所 長 殿

建 築 局 長

災害時における被災した住宅の応急修理の実施について（通知）

年 月 日に発生しました<災害名 : >

による県内の住宅の甚大な被害に対し、 年 月 日付け 第
号の「災害時における被災した住宅の応急修理の実施について」で、被災した住宅の
応急修理を実施する旨を連絡させていただきましたが、市町村ごとの受付期間等は別
添のとおりです。

（なお、一部の市町村で受付期間等が終了していますので、御留意ください。）

（なお、全ての市町村で受付期間等が終了しましたので、御留意ください。）

[必要に応じて修正]

担 当 建築局公共建築部住宅計画課
防災まちづくりグループ< >
電 話 052-954-6549 (ダイヤルイン)
FAX 052-961-8145
メール jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

被災した住宅の応急修理の実施に関する情報一覧

年 月 日 時現在

市町村名	災害救助法適用日	最終更新日時	被害状況（棟）				応急修理（最小限度の修理※1）				応急修理（緊急の修理※2）				
			全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	想定件数	周知開始日	受付期間	受付場所	想定件数	周知開始日	受付期間	受付場所
愛知県合計															
名古屋市															
尾張・一宮・海部	一宮市														
	瀬戸市														
	春日井市														
	犬山市														
	江南市														
	小牧市														
	稻沢市														
	尾張旭市														
	岩倉市														
	豊明市														
	日進市														
	清須市														
	北名古屋市														
	長久手市														
	東郷町														
	豊山町														
	大口町														
	扶桑町														
	津島市														
	愛西市														
	弥富市														
	あま市														
	大治町														
	蟹江町														
	飛島村														
計															

※1：「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」を示す。

※2：「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」を示す。

市町村名	災害救助法適用日	最終更新日時	被害状況（棟）				応急修理（最小限度の修理※1）				応急修理（緊急の修理※2）			
			全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	想定件数	周知開始日	受付期間	受付場所	想定件数	周知開始日	受付期間
知多	半田市													
	常滑市													
	東海市													
	大府市													
	知多市													
	阿久比町													
	東浦町													
	南知多町													
	美浜町													
	武豊町													
	計													
西三河・知立・豊田加茂	岡崎市													
	刈谷市													
	安城市													
	西尾市													
	知立市													
	高浜市													
	幸田町													
	碧南市													
	豊田市													
	みよし市													
	計													
新城・設楽・東三河	新城市													
	設楽町													
	東栄町													
	豊根村													
	豊橋市													
	豊川市													
	蒲郡市													
	田原市													
	計													

※1：「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」を示す。

※2：「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」を示す。

(様式12)

住計第 号
年 月 日

災害時における被災住宅の応急修理に
関する協定書の締結団体の長様

愛知県知事

災害時における被災した住宅の応急修理の実施について（通知）

年 月 日に発生しました<災害名：>
による県内の住宅の甚大な被害に対し、 年 月 日付け 第
号の「災害時における被災した住宅の応急修理の実施について」で、被災した住宅の
応急修理を実施する旨を連絡させていただきましたが、市町村ごとの受付期間等は別
添のとおりです。

（なお、一部の市町村で受付期間等が終了していますので、御留意ください。）

（なお、全ての市町村で受付期間等が終了しましたので、御留意ください。）

[必要に応じて修正]

担当 建築局公共建築部住宅計画課
防災まちづくりグループ<>
電話 052-954-6549 (ダイヤルイン)
FAX 052-961-8145
メール jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

(様式 1 3)

住 計 第 号
年 月 日

災害時における被災住宅の応急修理に
関する協定書の締結団体の長 様

愛 知 県 知 事

「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書」に係る
応援応急修理業者名簿の提供について（依頼）

年 月 日に発生しました<災害名 : >
による県内の住宅の甚大な被害に対し、 年 月 日付け 第
号の「災害時における被災した住宅の応急修理の実施について」で、被災した住宅の
応急修理を実施する旨を連絡させていただきましたが、下記市町村においては、応急
修理の実施可能業者が著しく不足しておりますので、応援応急修理業者名簿の提供を
お願い申し上げます。

記

担 当 建築局公共建築部住宅計画課
防災まちづくりグループ< >
電 話 052-954-6549 (ダイヤルイン)
F A X 052-961-8145
メール jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

(様式 1 4)

住計第 号
年 月 日

関係市町村長 殿

愛知県知事

「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書」に係る
応援応急修理業者名簿の提供について（送付）

年 月 日付け 第 号の「被災した住宅の応急修理の実施
状況（第 回）について」で、提供の依頼がありました、応援応急修理業者名簿を
送付します。

担当 建築局公共建築部住宅計画課
防災まちづくりグループ< >
電話 052-954-6549 (ダイヤルイン)
FAX 052-961-8145
メール jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

(災害名：)における
被災した住宅の応急修理
「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」実施要領
(年 月 日決定)

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」を行うこととされているが、この実施要領は、(災害名)における、法に基づく住宅の応急修理の取扱いについて定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市町村は、(市町村名)である
(年 月 日適用)。

1 対象者

(1)以下の全ての要件を満たす者（世帯）

- ①当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊等の住家被害を受けたこと。

災害により大規模半壊、中規模半壊又は、半壊(半焼)若しくはこれに準ずる程度の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

- ②応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

- ③応急仮設住宅を利用しないこと。

住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められない。

ただし、応急修理期間が1ヶ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅として利用ができない状態）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理完了までの間、一時的な住まいとして応急仮設住宅への入居を可能とする。

(2)資力等の要件

災害のため住家が中規模半壊、半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、県又は市町村において、「資力に関する申出書」（様式第2号）を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。

資力要件については、制度の趣旨を十分に理解し運用すること。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

(2) 応急修理の対象範囲の基本的考え方について、別記1とともに「住宅の応急修理に関するQ&A」を別添のとおり整理したので、留意されたい。

3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は以下のとおりとする。

- ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯
739,000円以内

- ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
358,000円以内

(2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

このため、借家等の所有者の資力の有無については、単に所有者に申立書の提出を求めるだけでなく、課税証明書等により、所得がなく、修理ができない財政状況、災害に伴う保険金の受領等により所有者の資力では修理ができないことを確認した上で、応急修理を実施すること。

（借家等の所有者の資力がないことを客観的に裏付ける必要がある。）

4 手続の流れ（別記2「住宅の応急修理の手続き及び流れ」のとおり）

県又は事務委任を受ける市町村（以下、「県等」という。）は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者リストの提示と合わせて応急修理制度の概要を説明する。

5 証拠写真の提出

- ① 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認する必要があることから、修理前、修理中、修理後の写真を撮影し、必ず提出すること。
- ② 修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に「申立書」に記載するとともに、修理業者としてこれを証明（例：会社の所定の様式を利用して提出することで、証拠写真の代替として差し支えない。）なお、申立書については、被災者や自治体が代筆することは認めない。（単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明とは見なさない）

ので、留意すること。)

「申立書」は撮り忘れた証拠写真の代替手段ではあるが、「申立書」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

関係法令等

<災害救助法（抜粋）>

第4条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 被災者の救出
 - (6) 被災した住宅の応急修理
 - (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - (8) 学用品の給与
 - (9) 埋葬
 - (10) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。
- 3 救助の程度、方法及び期間に關し必要な事項は、政令で定める。

<災害救助法施行令（抜粋）>

第3条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

<内閣総理大臣が定める基準：

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（抜粋）>
(被災した住宅の応急修理)

第7条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万三千九百円以内とすること。

ハ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了すること。

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1) (2) に掲げる世帯以外の世帯 七十三万九千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十五万八千円

ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、六月以内）に完了すること。

別記 1

住宅の応急修理にかかる工事例

1 応急修理の工事例

- (1) 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- (2) 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- (3) 破損した柱梁等の構造部材の取替
- (4) 浸水した床の補修(床の補修と併せて行わざるを得ない畳の補修を含む。)
- (5) 浸水した壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。壁の修理とともに断熱材や壁紙の補修）
- (6) 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- (7) 壊れた建具の補修（破損したガラス、アルミサッシ、玄関扉）
- (8) 壊れた給排気設備の取替
- (9) 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- (10) 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、プラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- (11) 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（設備の取替を行う場合は、同等品であれば差し支えない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）
- (12) 屋外給湯器（エコキュートやエコジョーズ等同等品への交換）

2 応急修理の基本的考え方

- (1) 台風の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - (例) ○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 - 壊れた便器の取り替え（被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理可。新規設置は、修理ではないため対象外。）
 - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
 - ×古くなった壁紙の貼り替え
 - ×古くなった屋根葺き材の取り替え
 - (2) 浸水した内装に関するものは対象として差し支えないが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
 - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要欠くことのできない部分の破損箇所である場合は対象となる。
 - ・壊れた壁の修理とともに断熱材・壁紙の補修を実施する場合には対象とする。
 - (例) ×単に古くなった畳や壁紙のみの補修（災害に起因しない修理は対象外）
 - (3) 畳の部屋を床板の部屋にする等修理の方法は代替措置でも可とする。
 - (例) ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
 - (4) エアコンや食器洗浄機等の家電製品は対象外である。

- (5) 靴箱、収納（床下収納含む）、仏間、床の間は修理の対象外
- (6) 障子や襖の張替えは修理の対象外（水害により、骨組みが破損や反りかえってしまった場合は対象となる。）
- (7) トイレが2箇所以上ある場合で、1個は使用が可能な場合には対象外

3. 証拠写真の提出

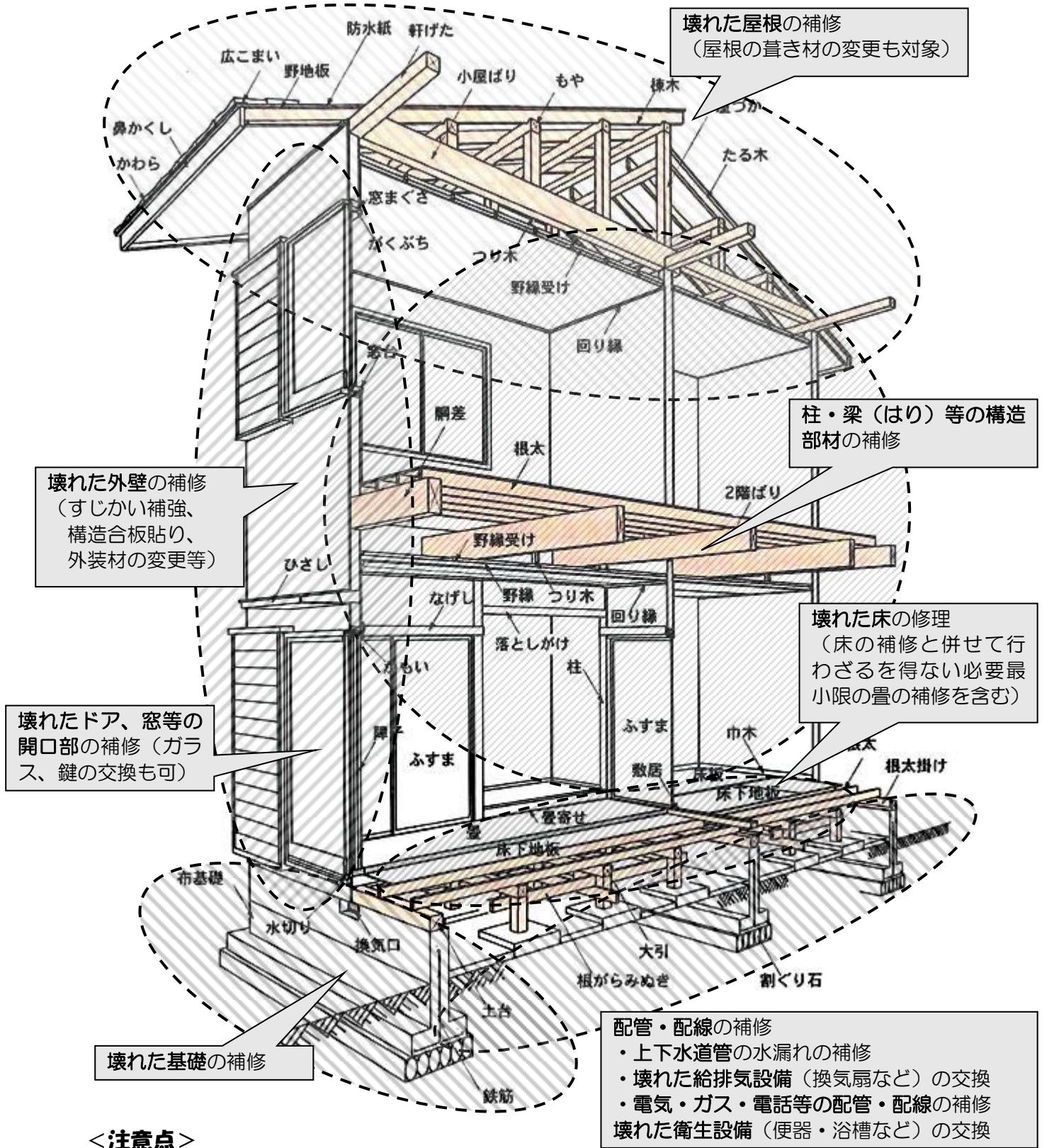
- (1) 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認する必要があることから、修理前、修理中、修理後の写真を撮影し、必ず提出すること。
- (2) 修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならぬ状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に「申立書」に記載するとともに、修理業者としてこれを証明（例：会社の所定の様式を利用して提出することで、証拠写真の代替として差し支えない。）

なお、申立書については、被災者や自治体が代筆することは認めない。
(単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明とは見なさないので、留意すること。) 「申立書」は撮り忘れた証拠写真の代替手段ではあるが、「申立書」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

被災住宅の応急修理対象範囲

(**<災害名>**
した部位に限ります)

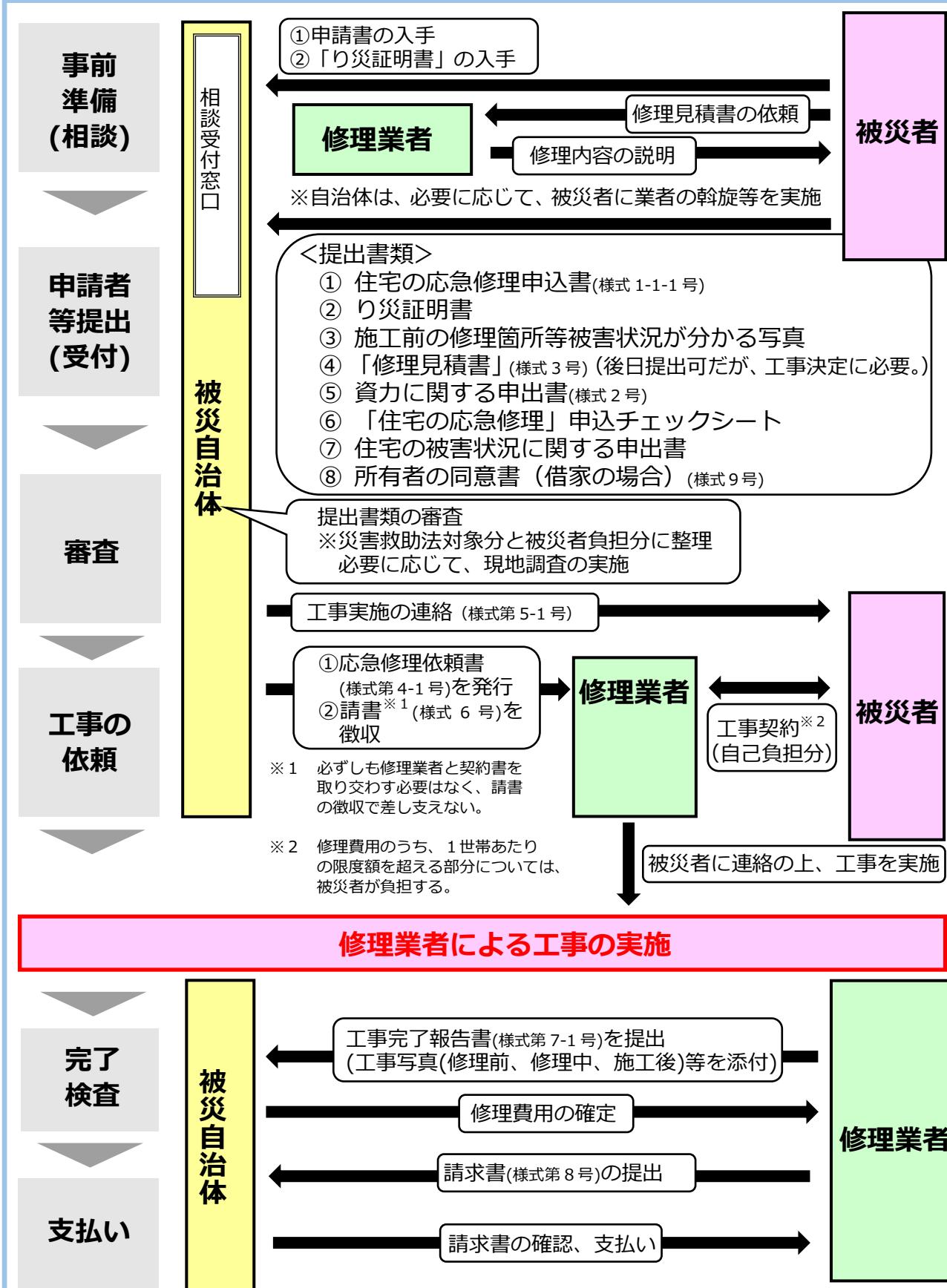
により被災



<注意点>

- 内装は原則として対象外です（例：間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など）。ただし、災害による被害が原因で壊れたり、浸水した壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、浸水した床の補修と併せて行わざるを得ない畳の補修は対象です。エアコンや食器洗浄機等の家電製品は、対象外です。

災害救助法に基づく「住宅の応急修理」 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)



(災害名 :

) における

被災した住宅の応急修理

「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」実施要領

(年 月 日決定)

本実施要領は、「(災害名を記載)」における、災害救助法（以下「法」という。）に基づく住宅の応急修理（住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理）の取扱について定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市町村は、(市町村名)である
(年 月 日適用)。

1 目的

法による住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）は、住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行うことを目的とする。

具体的な実施内容については、次に掲げるものとすること。

- ・屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- ・損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
- ・アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保（2次被害防止）のため）などとなる。

2 対象世帯

- (1) 緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。
- (2) 全壊又は全焼等の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、原則として、緊急の修理の対象とはならないものであるが、全壊等であっても修理すれば居住することが可能であって、引き続き居住する意思がある場合には、緊急の修理の対象として差し支えない。
- (3) 法による緊急の修理は、住家のみを対象とし、物置、倉庫や駐車場等は対象とならない。
- (4) ブルーシート等の展張などの緊急修理は、発災後の次の降雨までに速やかに実施する必要があることから、対象となる住家の損傷状況については、現場における目視による確認や被災者が申請のため持参した住宅の被害状況写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否か判断を行うものとする。なお、判断方法については、原則として、次に掲げるとおりとする。

【判断方法】

- ・被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。
- ・現場確認や被災者が持参した写真等に基づき判断すること。
- ・現場確認を行う場合は判断の客観性確保のために、現場確認を行う者が追加の写真を撮影すること。
- ・写真による判断の場合、判断を不服とされるケースも想定されるが、この場合については、現場確認等による再調査を行う。
- ・例えば、屋根、外壁、窓（建具）等の貫通等の損傷があり、ひとたび降雨があれば浸水を免れない場合は、準半壊以上（相当）と判断してよい。

3 救助期間

- (1) 緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了すること。
- (2) ブルーシート等の展張などの緊急の修理については、日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に措置し、住宅の損傷が拡充しないように措置するものである。救助の時期を逸しないためにも、発災後、速やかに対応する必要がある。したがって、被害認定調査の結果を待つことなく、現場における目視確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき判断を行い、短期間でブルーシートの展張を完了するよう努めること。
- (3) 災害の規模や被災地の実態等によって、緊急の修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ず10日以内での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要があることから、事態等に即した必要な実施期間の延長について速やかに連絡すること。

4 基準額

緊急の修理は、現物をもって行う。その修理のため支出できる費用は、ビニールシート、ロープ、土のう等の資材費、修理に要する労務費及び修理に係る事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は53,900円以内とする。

- (1) 自治体が購入して保管・管理している資材（被災者へ給与するビニールシート、ロープ、土のう等の資材）については、緊急の修理として使用された分については救助費（国庫負担）の対象とする。
- (2) 自らの労力又はNPO団体、ボランティア、消防団等の協力を得て施工する場合は、自治体から被災者へ給与するビニールシート、ロープ、土のう等の資材費とする。

※1 資材のみ給与する場合は、災害対策課が所管しているため、別途確認のこと

- (3) 建設団体・企業に修理を依頼する場合は、資材費及び修理に要する労務費及び修理に係る事務費等一切の経費とする。
ただし、自治体又は被災者から提供された資材を用いて修理を行う場合は、修理業者に対しては労務費及び修理に係る事務費とする。（資材は自治体で購入したものを使用するため、費用の対象とはしない。）

- (4) 他の自治体や団体・企業等から無償で提供された資材を配布する場合は、費用の対象とはしない。

- (5) 上記目的以外に使用された資材費については、救助費（国庫負担）の対象とならないので留意すること。
- (6) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に緊急の修理のため支出できる費用の額は、1世帯当たりの額以内とする。

5 手続の流れ

県又は事務委任を受ける市町村は、被災者に対する緊急の修理に関する相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて緊急の修理に関する制度概要を説明する。以後の手続きは図1-1及び図1-2のとおり。

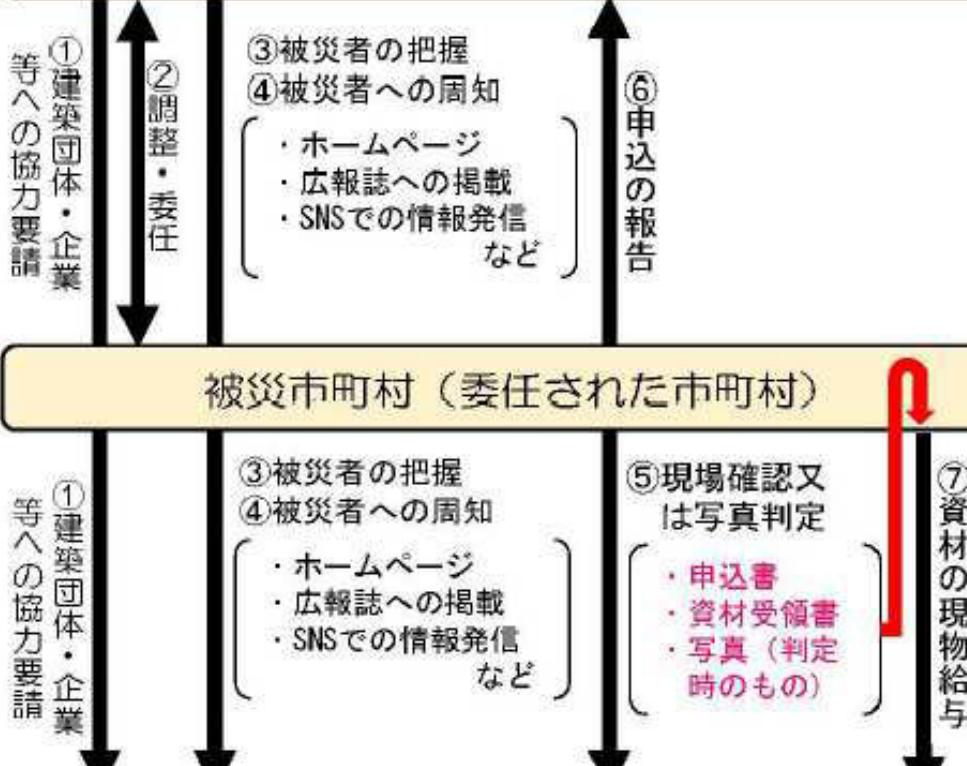
図1-1

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (申請の流れケース①)

ケース①発災時（資材のみ給与する場合）

被災者自身での施工は危険を伴います。
経験のない方は、必ず高所作業経験者と
2人以上で実施してください。

災害救助担当部局及び住宅部局（連携）

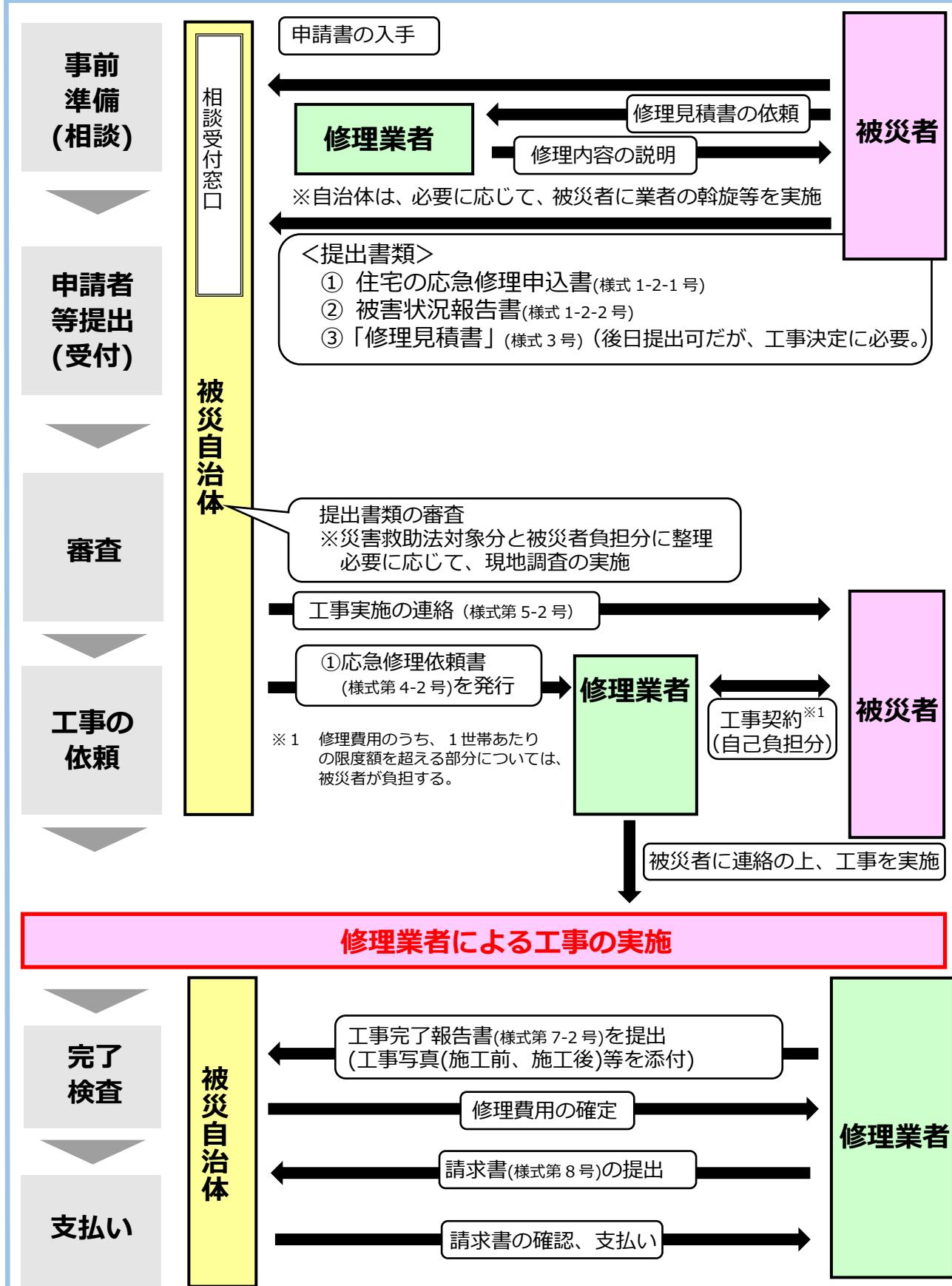


屋根等に被害を受けた被災者

DIY又はボランティアによる施工

※資材の給与は、資材費のみが救助の対象となる。
(被災者が直接購入した資材は対象にはならない。 (現物
給付のみ))

災害救助法に基づく「住宅の応急修理」
(住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理)
ケース②：建設団体・企業が実施する場合



申込日 年 月 日

災害救助法の住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）申込書

○○市町村長様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を貴市町村の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】.....

【現在の住所】.....

【現在の連絡先TEL】.....

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 生 (歳)

【氏名】.....

1 被災日時 年 月 日

2 災害名

3 住宅の被害の程度 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊

※市町村が発行した「り災証明書」に基づき、被害の程度に○をつけてください。

※中規模半壊以下の場合は、「資力に係る申出書」（様式第2号）も併せて提出してください。

4 被害を受けた住宅の部位（※該当箇所に○をつけてください。）

- | | | | |
|--------------|------------------|-----|-----------|
| ・屋根 | ・サッシ | ・柱 | ・上下水道の配管 |
| ・床 | ・ガスの配管 | ・外壁 | ・給排気設備の配管 |
| ・基礎 | ・電気・電話線・テレビの線の配線 | | ・梁 |
| ・トイレ | ・ドア | ・浴室 | ・窓 |
| ・その他(具体的に記入) | [] | | |

※別添「住宅の被害状況に関する申出書」で修理対象箇所を記入してください。

(添付書類)

- ・り災証明書の写し
- ・住宅の被害状況に関する申出書（様式第1-1-2号）
- ・施工前の修理箇所等被害状況がわかる写真
- ・資力に関する申出書（中規模半壊・半壊・準半壊の場合）（様式第2号）
- ・修理見積書（様式第3号）
- ・所有者の同意書（借家の場合）（様式第9号）
- ・「住宅の応急修理」申込チェックシート

受付欄

--

市町村にて受付日・受付番号を記載

記載例

様式第1-1-1号

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

申込日 令和〇年〇月〇〇日

災害救助法の住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）申込書

〇〇市町村長様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を貴市町村の担当者が調査・確認することに同意します。

被災した住宅の
住所を記入

【被害を受けた住宅の所在地】 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

【現在の住所】

（避難所・自宅の場合は「同上」、賃貸・借家等の場合は移転先の住所を記入）

【現在の連絡先TEL】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（連絡可能な番号）

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成〇〇年〇月〇〇日生（〇〇歳）

【氏名】 愛知 太郎

世帯主の氏名を記入

1 被災日時 令和〇年〇月〇〇日

2 災害名 令和〇年〇月豪雨

3 住宅の被害の程度 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊

※市町村が発行した「り災証明書」に基づき、被害の程度に〇をつけてください。

※中規模半壊以下の場合は、「資力に係る申出書」（様式第2号）も併せて提出してください。

4 被害を受けた住宅の部位（※該当箇所に〇をつけてください。）

- | | | | |
|--------------|------------------|-----|-----------|
| ・屋根 | ・サッシ | ・柱 | ・上下水道の配管 |
| ・床 | ・ガスの配管 | ・外壁 | ・給排気設備の配管 |
| ・基礎 | ・電気・電話線・テレビの線の配線 | ・梁 | ・梁 |
| ・トイレ | ・ドア | ・浴室 | ・窓 |
| ・その他(具体的に記入) | [] | | |

※別添「住宅の被害状況に関する申出書」で修理対象箇所を記入してください。

（添付書類）

- ・り災証明書の写し
- ・住宅の被害状況に関する申出書（様式第1-1-2号）
- ・施工前の修理箇所等被害状況がわかる写真
- ・資力に関する申出書（中規模半壊・半壊・準半壊の場合）（様式第2号）
- ・修理見積書（様式第3号）
- ・所有者の同意書（借家の場合）（様式第9号）
- ・「住宅の応急修理」申込チェックシート

受付欄

市町村にて受付日・受付番号を記載

申込日 令和 年 月 日

災害救助法の住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)
申込書

○○市町村長様

被害を受けた 住宅の住所	
連絡先 (電話番号)	(自宅・携帯・会社)
お名前	

1 被災日時 令和 年 月 日

2 被害を受けた場所 (※該当する箇所に○をつけてください。(複数回答可))

屋根 ・ 外壁 ・ 建具(窓、玄関、サッシ)

上記以外(具体的に記載)

3 緊急の修理に関する希望 (※以下のいずれかの□にチェックをしてください。)

 ブルーシート、ロープ、土のう等の資材の提供を希望します。

- ・ブルーシート (#3000) (最大3枚)
- ・ビニールロープ (マイカ線) 300M~500M (最大1巻)
- ・土のう (UV ブラック土嚢) (最大50枚まで)
- ・防水テープ (20M×100 mm) (最大3巻)

※資材の提供を受けた場合には、様式第1-2-3号の受領書を提出願います。

 修理業者にブルーシートの展張を希望します。

修理業者は自治体で提示しますが、希望する業者がある場合は施工業者名、電話番号を記入願います。

(施工業者名・連絡先 :)

自治体記入欄	受付欄

市町村にて受付日・受付番号を記載

(添付書類)・被災状況報告書(様式第1-2-2号)・修理見積書(様式第3号)

住宅の被害状況に関する申出書
(住宅の応急修理に関する参考資料)

年 月 日

○○ 市町村長 様

住所 _____

氏名 _____

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下のとおりです。

修理対象箇所

2 床について 1 の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※床の構造は、床組(床の骨組み) + 床の下地板 + 表面の仕上材 からなっています。)

- 床組 又は 下地板 が壊れている。
- 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- 仕上材のみの不具合 → 仕上材のみの修理は制度の対象外です。

3 壁について 1 の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※壁の構造は、 ① 柱・はり + 下地材 + 表面材(壁紙など)

- ② 柱・はり + 仕上板(プリント合板・板など)
- ③ 柱・はり + 竹組下地 + 塗仕上げ

からなっています。)

- 柱・はり 又は 下地板 が壊れている。
- 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- 壁紙がはがれているのみ → 壁紙のみの修理は制度の対象外です。

4 屋根について 1 の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※屋根の構造は、小屋組 + 屋根の下地材 + 表面の仕上材からなっています。)

- 屋根の下地材 が壊れている。
- 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

5 その他 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

自由記述欄



記載例

様式第1-1-2号

住宅の被害状況に関する申出書 (住宅の応急修理に関する参考資料)

○○ 市町村長 様

被災した住宅の
住所を記入

令和〇年〇月〇〇日

住所 ○○市○○町○丁目○番○号

氏名 愛知 太郎

世帯主の氏名を記

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下のとおりです。

修理対象箇所 床、壁

この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室(居間・寝室)・炊事室・トイレ・浴室これらをつなぐ廊下です。

2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材 からなっています。)

- 床組 又は 下地板 が壊れている。
- 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- 仕上材のみの不具合 → 仕上材のみの修理は制度の対象外です。

3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※壁の構造は、 ■ ① 柱・はり+下地材+表面材(壁紙など)

- ② 柱・はり+仕上板(プリント合板・板など)
- ③ 柱・はり+竹組下地+塗仕上げ

からなっています。)

- 柱・はり 又は 下地板 が壊れている。
- 下地材・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- 下地材・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- 壁紙がはがれているのみ → 壁紙のみの修理は制度の対象外です。

4 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※屋根の構造は、小屋組+屋根の下地材+表面の仕上材からなっています。)

- 屋根の下地材 が壊れている。
- 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

5 その他 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

自由記述欄



様式第1-1-3号

※受付後は後ろに綴ってください。

受付番号	○○○第 号
申込者	

「住宅の応急修理」申込チェックシート

【必要書類】

○ 必要書類はそろっていますか？ ※順番どおりに綴ってください。

申込書（※申込書は「り災証明書」の世帯主になっていますか？）
(様式第1-1-1号)

り災証明書（写し）

修理前の被害状況が分かる写真

修理見積書（※後日提出も可ですが、工事決定には必要となります。）
(様式第3号)

資力に関する申出書（様式第2号）

→ 借家の場合 貸主の理由記入・署名・押印がありますか？

住宅の被害状況に関する申出書（様式第1-1-2号）

【対象者要件】

○ 「被害の区分」はどれに該当しますか？（り災証明書を確認）

全壊 大規模半壊 中規模半壊

半壊 準半壊

○ 「賃貸型応急住宅」を利用する予定はありますか？

利用しない 申請している

【修理見積書依頼状況】

依頼済 分かる範囲で記載

未依頼（修理業者の当てはある）

未依頼（修理業者を探している段階）

修理業者名： :

修理業者への応急修理の説明： 未 済

（修理見積書、写真、誓約書、業者願書、債権者登録の説明を忘れずに）

工事完了： 済 工事中： 頃に着工、 未定

受付担当者	
-------	--

被害状況報告書

被害を受けた 住宅の住所	
御名前	

被害状況	被害状況

被害状況	被害状況

被害状況	被害状況

受領書

○○市町村長様

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理に必要な以下の資材を受領しました。

ブルーシート (#3000)	枚	
ビニールロープ (マイカ線) 300M～500M	巻	
土のう (UV ブラック土嚢)	枚	
防水テープ (20M×100 mm)	巻	

受領日 令和 年 月 日

被害を受けた 住宅の住所	
お名前	

資力に関する申出書

○○市町村長 様

私、_____は、(災害名称)のため、住家が中規模半壊・半壊・準半壊しております。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いします。

記

以上

年 月 日

申出者

【被害を受けた住宅の所在地】

【現在の住所】

【現在の連絡先TEL】 _____

【氏名】 _____

資力に関する申出書

○○市町村長 様

世帯主の氏名を記入

私、愛知 太郎は、(令和〇年〇月豪雨)のため、住家が中規模半壊・半壊・準半壊しております。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

(記入例)

- 年金収入のみで余裕がなく、応急修理を実施できる余力がありません。
- 日常生活費やローンの支払いに余裕がなく、応急修理を実施できる余力がありません。
- 水害における収入の減少により、応急修理を実施できる余力がありません。
- 介護が必要な家族があり、介護費用等の出費で余力がなく、応急修理を実施できる余力がありません。

以上

令和〇年〇月〇〇日

申出者

【被害を受けた住宅の所在地】

被災した住宅の
住所を記入

○○市○○町○丁目○番○号

【現在の住所】

(避難所・自宅の場合は「同上」、賃貸・借家等の場合は移転先の住所を記入)

【現在の連絡先TEL】 ○○○-○○○-○○○○ (連絡可能な番号)

【氏 名】 愛知 太郎

世帯主の氏名を記入

修理見積書

日常生活に必要な最小限度の部分の修理・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(該当する方に○をつけてください。)

(日常生活に必要な最小限度の部分の修理) 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊

(市町村が発行した「り災証明書」に基づき、被害の程度に○をつけてください。)

見積金額(総工事費) 円(消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)	円(消費税込)	※1
見積金額(被災者負担分)	円(消費税込)	

工事名称	金額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込) ※2	備考
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合計	円	円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること。

日常生活に必要な最小限度の部分の修理

<限度額> 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合 : 739,000円

準半壊の場合 : 358,000円

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

<限度額> 準半壊(相当)以上の場合 : 53,900円

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「一」としてよい

※3 上表の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可)すること。

○○ 市町村長様

上記のとおり見積もり致します。(修理業者記入)

年 月	住所	_____
会社名	_____	_____
代表者名	_____	_____
電話番号	_____	_____

上記の見積もりを確認しました。(修理申込者記入)

年 月	住所	_____
氏名	_____	_____
電話番号	_____	_____

(市町村記入欄)	市町村名	受付番号	受付担当者名

修理見積書(総額用)

日常生活に必要な最小限度の部分の修理・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(該当する方に○をつけてください。)

(日常生活に必要な最小限度の部分の修理) 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊

(市町村が発行した「り災証明書」に基づき、被害の程度に○をつけてください。)

見積金額(総工事費)

円(消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)

円(消費税込)

※1

見積金額(被災者負担分)

円(消費税込)

業者名	工事名称	金額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込)※2	備考
			円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
	合計	円	円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること。

日常生活に必要な最小限度の部分の修理

<限度額> 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合 : 739,000円

準半壊の場合 : 358,000円

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

<限度額> 準半壊(相当)以上の場合 : 53,900円

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい。

年月

住所

氏名

電話番号

(市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

記入例①

修理見積書

日常生活に必要な最小限度の部分の修理・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(該当する方に○をつけてください。)

(日常生活に必要な最小限度の部分の修理) 全壊・**大規模半壊**・**中規模半壊**

例では応急修理対象分の金額は88万円だが、限度額73.9万円を超えることから、73.9万円と記載。

(市町村が発行した「り災証明書」に基づき、被害の程度に○)

見積金額(総工事費) 1,040,000円 (消費税込)

□「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分) 739,000円 (消費税込) ※1

見積金額(被災者負担分) 301,000円 (消費税込)

工事名称	金額 (消費税込)	備考	
		うち応急修理対象分 (消費税込) ※2	
①屋根工事	700,000円	700,000円	屋根瓦修復工事
②仮設工事	180,000円	180,000円	屋根工事仮設
③窓工事	80,000円	-円	破損したガラスの取り替え
④天井工事	40,000円	-円	浸水箇所の修復
⑤床工事	40,000円	-円	浸水箇所の修復
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合計	1,040,000円	880,000円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること。

日常生活に必要な最小限度の部分の修理

<限度額> 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合 : 739,000円

準半壊の場合 : 358,000円

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

<限度額> 準半壊(相当)以上の場合 : 53,900円

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい。

※3 上表の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可)すること。

○○ 市町村長様

上記のとおり見積もり致します。(修理業者記入)

年 月 住所 愛知県●●市●●1-2-3

会社名 ●●工務店

代表者名 代表取締役 ●● ●●

電話番号 ●●●-●●●-●●●●

上記の見積もりを確認しました。(修理申込者記入)

年 月 住所 愛知県●●市●●3-5-8

氏名 ●● ●●

電話番号 ●●●-●●●-●●●●

(市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

記入例②

修理見積書

日常生活に必要な最小限度の部分の修理 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(該当する方に○をつけてください。)

(日常生活に必要な最小限度の部分の修理) 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊

(市町村が発行した「り災証明書」に基づき、被害の程度に○をつけてください。)

見積金額(総工事費) 580,000円 (消費税込)

□「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)	300,000円 (消費税込)	※1
見積金額(被災者負担分)	280,000円 (消費税込)	

工事名称	金額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込)※2	備考
①窓工事	80,000円	80,000円	破損したガラスの取り替え
②外装工事	250,000円	120,000円	浸水箇所の修復
③床工事	250,000円	100,000円	浸水箇所の修復
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合計	580,000円	300,000円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること。

日常生活に必要な最小限度の部分の修理

<限度額> 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合 : 739,000円
準半壊の場合 : 358,000円

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

<限度額> 準半壊(相当)以上の場合 : 53,900円

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい。

※3 上表の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可)すること。

○○ 市町村長様

上記のとおり見積もり致します。(修理業者記入)

年 月	住所	愛知県●●市●●1-2-3
会社名	●●工務店	
代表者名	代表取締役 ●● ●●	
電話番号	●●●-●●●-●●●●	

上記の見積もりを確認しました。(修理申込者記入)

年 月	住所	愛知県●●市●●3-5-8
氏名	●● ●●	
電話番号	●●●-●●●-●●●●	

(市町村記入欄)	市町村名	受付番号	受付担当者名

記入例③

修理見積書(総額用)

日常生活に必要な最小限度の部分の修理・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(該当する方に○をつけてください。)

(日常生活に必要な最小限度の部分の修理) 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊

(市町村が発行した「り災証明書」に基づき、被害の程度に○をつけてください。)

見積金額（総工事費）

755,000 円 (消費税込)

□ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）

595,000 円 (消費税込)

1

見積金額（被災者負担分）

160,000 円 (消費税込)

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること。

日常生活に必要な最小限度の部分の修理

＜限度額＞ 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合： 739,000円
準半壊の場合： 358,000円

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

＜限度額＞ 準半壊（相当）以上の場合： 53,900円

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい。

年 月 日

佳所

愛知県●●市●● 1 2 3 4

氏名

• • •

電話番号

● ● ● ● - ● ● - ● ● ● ●

(市町村記入欄)

市町村名

受付番号

受付担当者名

記入例③-1

修理見積書

日常生活に必要な最小限度の部分の修理 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(該当する方に○をつけてください。)

(日常生活に必要な最小限度の部分の修理) 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊

(市町村が発行した「り災証明書」に基づき、被害の程度に○をつけてください。)

見積金額(総工事費) 455,000円(消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分) 455,000円(消費税込) ※1

見積金額(被災者負担分) 0円(消費税込)

工事名称	金額 (消費税込)	備考	
		うち応急修理対象分 (消費税込) ※2	
①屋根工事	455,000円	455,000円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合計	455,000円	455,000円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること。

日常生活に必要な最小限度の部分の修理

<限度額> 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合: 739,000円

準半壊の場合: 358,000円

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

<限度額> 準半壊(相当)以上の場合: 53,900円

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい。

※3 上表の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可)すること。

○○ 市町村長様

上記のとおり見積もり致します。(修理業者記入)

年 月	住所	愛知県●●市●●1-2-3
会社名	A板金工業株式会社	
代表者名	代表取締役 ●● ●●	
電話番号	●●●-●●●-●●●●	

上記の見積もりを確認しました。(修理申込者記入)

年 月	住所	愛知県●●市●●1234
氏名	●● ●●	
電話番号	●●●●-●●-●●●●	

(市町村記入欄)	市町村名	受付番号	受付担当者名

記入例③-2

修理見積書

日常生活に必要な最小限度の部分の修理 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(該当する方に○をつけてください。)

(日常生活に必要な最小限度の部分の修理) 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊

(市町村が発行した「り災証明書」に基づき、被害の程度に○をつけてください。)

見積金額(総工事費) 300,000円 (消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)	140,000円 (消費税込)	※1
見積金額(被災者負担分)	160,000円 (消費税込)	

工事名称	金額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込)※2	備考
①便器交換、配管修理	300,000円	140,000円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合計	300,000円	140,000円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること。

日常生活に必要な最小限度の部分の修理

<限度額> 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合 : 739,000円

準半壊の場合 : 358,000円

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

<限度額> 準半壊(相当)以上の場合 : 53,900円

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい。

※3 上表の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可)すること。

○○ 市町村長 様

上記のとおり見積もり致します。(修理業者記入)

年 月	住所	愛知県●●市●●3-4-5
会社名	株式会社 Bリフォーム	
代表者名	代表取締役 ●● ●●	
電話番号	●●●-●●●-●●●●	

上記の見積もりを確認しました。(修理申込者記入)

年 月	住所	愛知県●●市●●1234
氏名	●● ●●	
電話番号	●●●●-●●-●●●●	

(市町村記入欄)	市町村名	受付番号	受付担当者名

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)において、「被災した住宅の応急修理(4条1項6号)に係る修理見積書については、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加え、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能となるよう、「災害救助事務取扱要領」(令和3年6月)を改正し、地方公共団体に令和4年5月を目途に周知する。」とされたところであり、以下のとおり周知をする。
応急修理を実施する自治体において、従来の修理見積書(別紙3-4-①)で申請を受けるのか、又は当該修理見積確認書(別紙3-4-②)の様式で申請を受けるのかを選択して使用すること。

様式第3号

修 理 見 積 書

日常生活に必要な最小限度の部分の修理・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(該当する方に○をつけてください。)

(日常生活に必要な最小限度の部分の修理) 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊

(市町村が発行した「り災証明書」に基づき、被害の程度に○をつけてください。)

見積金額 (総工事費) 円 (消費税込)

□「住宅の応急修理」申込関係

見積金額 (応急修理分)	円 (消費税込)	※1
見積金額 (被災者負担分)	円 (消費税込)	

工事内訳は別紙のとおり
(工事内訳は、修理業者が普段使用している様式を添付すれば良い)

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること。

日常生活に必要な最小限度の部分の修理

<限度額> 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合 : 739,000円

準半壊の場合 : 358,000円

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

<限度額> 準半壊(相当)以上の場合 : 53,900円

※2 修理業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可。)すること。

修理業者は内訳(見積もり)の作成にあたって、応急修理対象工事に○をつけるなど、対象を区分すること。

※3 応急修理の受付時には工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事に○を付けること。

○○ 市町村長 様

上記のとおり見積もり致します。(修理業者記入)

年 月 日	住所 _____
会社名	_____
代表者名	_____
電話番号	_____

上記の見積もりを確認しました。(修理申込者記入)

年 月 日	住所 _____
氏名	_____
電話番号	_____

(市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

年 月 日

「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」依頼書

修理業者宛

様

〇〇〇市町村長

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理するよう依頼しますので、工事完了後、速やかに工事写真（修理前、修理中、修理後の工事写真）と併せて「工事完了報告書」を提出してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますので御了承願います。

1 被災者住所・氏名

住所：

氏名：

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 円（応急修理分）

（添付書類）

修理見積書（写）（様式第3号）

申込日 令和 年 月 日

緊急の修理に関する依頼書

修理業者宛

様

○○市(町、村)長

次の被災者住宅について、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理を行って
いただくよう依頼します。

工事完了後には「完了報告書」を提出いただきますようお願いします。

1 被災者住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 受付番号 _____

3 依頼した住宅の修理見積額 金 円 (上限5万3千9百円)

上限額を超える金額は被災者負担になります。

(添付書類) 修理見積書(写)(様式第3号)

年 月 日

「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」実施連絡書

被災者宛

様

〇〇〇市町村長

被災された次の住宅について、別添のとおり応急修理するよう依頼しましたので、連絡します。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますので御了承願います。

1 被災された方の住所・氏名

住所：

氏名：

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 円（応急修理分）

5 応急修理実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(添付書類)

「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」依頼書（写）（様式第4-1号）、
修理見積書（写）（様式第3号）

令和 年 月 日

緊急の修理に関する連絡書

被災者宛

様

○○市(町、村)長

被災された次の住宅について、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理する
よう依頼しましたので、連絡します。

1 被災された方の住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 受付番号 _____

3 依頼工事の見積額 金 _____ 円(上限5万3千9百円)

上限額を超える金額は被災者負担になります。

4 緊急の修理実施予定日 令和 年 月 日(予定)

(添付書類)

緊急の修理に関する依頼書(写)(様式第4－2号)、
修理見積書(写)(様式第3号)

印紙
貼付

請書

1 件名：

2 履行場所：

3 履行期間： 年 月 日 から 年 月 日まで

4 契約金額： 金、 円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含む。)

5 契約保証：免除

6 請求条件：○○市・町・村の検査に合格したときは、所定の手続きに従い代金の支払を請求する。

7 支払方法：完了後払

8 申込書受付番号： 年 月 日 第 号

○○市・町・村契約規則、関係書類（応急修理見積書、修理依頼書等）、協議等承諾の上、上記のとおり引き受けます。

年 月 日

○○市・町・村長 ○○ ○○ 様

受注者

住 所：

会社名：

代表者氏名：

年 月 日

工事完了報告書
(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)

○○○市町村長 様

(住所)
(会社名)
(代表者名)
(電話番号)

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

1 被災者住所・氏名

住所：_____

氏名：_____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 完了年月日

年 月 日

(添付書類)

修理見積書（写）（様式第 3 号）

応急修理（修理前、修理中、修理後）工事写真台帳（様式第 10 - 1 号）

様式第7-2号

令和 年 月 日

工事完了報告書
(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)

○○市(町、村)長様

(施工業者)

次の被災者住宅について、別添修理見積書(写)のとおり緊急の修理を完了しましたので、報告します。

緊急の修理(施工前、施工後)の施工写真(様式第10-2号)

1 被災者住所・氏名

住所_____

氏名_____

2 受付番号_____

3 完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

緊急の修理(施工前、施工後)の施工写真(様式第10-2号)

様式第8号

請求書

年 月 日

○○ 市町村長 殿

(受託者) 住 所
会社名
代表者名

金額	金	千	百	十	万	千	百	十	円	
										円

上記の金額を、_____ 還応急修理修繕料として請求します。

振込口座	金融機関名	銀行	本店	
		信用金庫	支店	
		協同組合	支所	
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
口座名義人				

借家の応急修理に係る所有者の同意書

○○ 市町村長 殿

私が所有する下記の物件について、修理を行うことができませんので、災害救助法に基づく住宅の応急修理を行うことに同意します。

記

1 対象住宅の所在地、物件名、居室番号

2 所有者が修理を行うことができない理由

※ 本来、借家は所有者が修理を行うものであるため、修理を行うことができない理由を詳しく記入してください。

年 月 日

(所有者)

住 所 _____

氏 名 _____

上記借家の応急修理が完了し生活が可能となった場合は、当該借家に居住します。

年 月 日

(被災者)

住 所 _____

氏 名 _____

応急修理（修理前、修理中、修理後）工事写真台帳

《 邸 応急修理状況報告》

(1 /)

	工事箇所（記入例）	工事箇所
修理の説明	外観（屋根損傷、2階傾き、建具の損傷、雨樋破損、外壁剥落等）	
修理前写真	修理前写真	
	▼	▼
修理中写真	修理中写真	
	▼	▼
修理後写真	修理後写真	
	▼	▼

《 邮 応急修理状況報告》

(2/)

	工事箇所	工事箇所
修理の 説明		
修理前 写真		
	▼	▼
修理中 写真		
	▼	▼
修理後 写真		
	▼	▼

《 邮 応急修理状況報告》

(/)

	工事箇所	工事箇所
修理の 説明		
修理前 写真		
		
修理中 写真		
		
修理後 写真		
		

適宜、ページは増やしてください。

緊急の修理（施工前・施工後）の施工写真

※「救助の必要性」、「内容の妥当性」を判断する上で重要な資料となることから
施工業者は、写真の撮影を行うこと。（写真がない場合には、別の方法により説明が
必要になります。）

施工前	施工後

施工前	施工後

施工前	施工後

※ 施工前、施工後の写真を撮り忘れた場合においては、日常生活に必要な最低限度
の修理を実施する前に必ず写真を撮影すること。

なお、申立書については、単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等
の理由は証明とは見なさないので、留意すること。

＜住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）制度 に係る工事の施工業者の方へ＞

【一度、しっかりとこの内容を確認してから申込者と打合せをしてください】

この制度は、住宅の日常生活に欠くことのできない部分に被害を受けてしまい、生活をするために必要な応急的に行う修理工事を支援する災害救助法に基づく制度です。

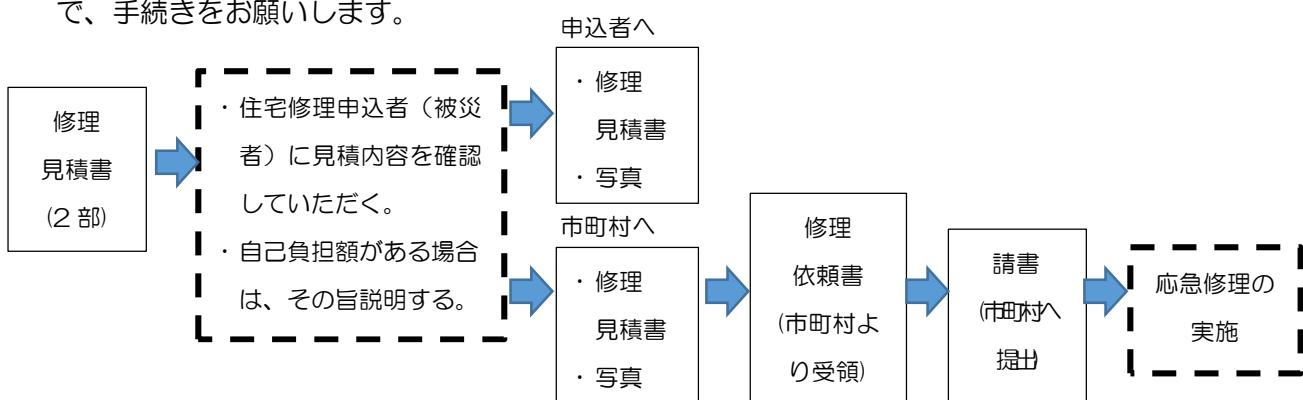
応急修理業者に市町村・申込者から選定されたら、申込者と連絡を取り、住宅の被害状況、修理希望箇所について、詳細に確認しながら、修理見積書の作成をお願いします。

その際、注意して頂きたい点があります。

- ① 通常の住宅の改修・修繕工事と違い、対象は被災住宅です。申込者は、突然の災害により、心身共に疲弊しており、それでも、生活再建に向けて動き始めている方です。住宅の修理にあたっては、申込者に寄り添う姿勢でおこなってください。
- ② 申込者の修理希望箇所を修理することが第一ですが、応急修理をする住宅は『応急仮設住宅』に代わるもので、工事完了後、申込者が『安全・安心に住める住宅』とすることを考えてください。修理希望箇所だけではなく、建築の専門家として、被災後の住宅の被害状況を確認しながら、必要とされる修理箇所について、優先順位をつけ、申込者に十分説明をしながら、打合せをおこなってください。

上記の二点について、しっかりと確認した上で、見積書の作成をお願いします。

- ・ 見積書は各社様式でも構いませんが、頭紙には『修理見積書・修理見積確認書（様式第3号）』を必ず使用してください。各社見積書から必要な項目のみを転記していただいても構いません。その際、様式と同様に各社見積書にも、申込者の記名をお願いします。
- ・ 修理見積書は、2部作成してください。
- ・ 申込者に最終的な見積り内容を説明し、見積書の下の欄に内容の確認をしていただいてください。
- ・ 修理見積書は、1部を申込者に、もう1部は市町村担当課に提出をお願います。
- ・ 市町村は、提出された修理見積書の内容を審査し、事業者あてに修理依頼書（様式第4-1号）を交付します。事業者は、修理依頼書に同封した請書（様式第6号）を記入し、市町村へ提出してください（収入印紙200円貼付）。
- ・ 申込者が大規模な修理や修理対象外工事を同時に行いたい場合など、応急修理限度額を超える工事を行う場合については、《市町村の負担分》と《申込者の負担分》が明確に分かるように見積書を作成してください。また、《申込者の負担分》については、別途、申込者と適切に契約等を締結してください。
- ・ 《市町村の負担分》と《申込者の負担分》の工事完了時期、支払い時期について、十分考慮した上で、手続きをお願いします。



●被災状況を確認する時に注意して頂きたい点について《工事専門家として》
(必要に応じて、併せて調査して頂けると、より被災者に寄り添えます)
～安全・安心して住める住宅とするための応急修理として～

□傾きについて

建物の四隅（角）で測定し、建物の傾斜について、危険性が生じていないか確認してください。
傾斜が進行していかないか。

□建物の主要構造部について

柱、梁、壁について、折れ、欠損、割り裂け、仕口のずれ、移動、浮き、ひび割れ、剥がれなどが無いか確認してください。

※二次災害（地震、強風、積雪等）で、倒壊する恐れがないか。

□設備について

配管の折れや外れ、詰まりなど、生活をする上で重大な被害が生じていないか。

電気設備について、漏電や二次被害となる火災等の発生する可能性がないか

※調査は必要と思われますが、家電等については対象外となりますので、修理については、申込者と別途契約等が必要になる場合があります。

□屋根や外壁について

破損や衝突痕などが生じていないか。雨漏りが生じていないか。二次被害（落下、飛散等）の恐れがないか。外回りについては、第三者への危険性が生じる可能性もあります。

□基礎

強い水流によって基礎の下の地盤ごと崩れている、流出している、転倒しているなどの被害が生じていないか。敷地の状況についても注意してください。浸水の影響は計り知れません。

□壁まで浸水した場合

耐力壁として役割を果たしている壁材や面材が、浸水により強度が低下している可能性があります。
(構造用合板間の接着剤の剥離、反り等)

一度浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、断熱材撤去と共に床下、壁内の下地材等十分な乾燥による修理が必要であること等、申込者に対し適切な修理について説明等お願いします。

※調査によって発覚した修理事項について、全てを修理することは、被災されている申込者の負担が過度となってしまいます。【対象となる工事】、【工事の優先順位】等、総合的に判断し、建物状況を説明し、申込者の現在の状況、意向に寄り添った修理内容となるよう見積書の作成をしてください。（専門家としてのアドバイス）

《修理見積書（様式第3号）の作成》

1 修理見積書の記入方法

(1) 「工事名称」欄は、次のいずれで記入してもかまいません。

①工事種別単位（仮設工事、木工事、屋根工事、窓工事、衛生設備工事等）

※工事は施工箇所ごとに分けても結構です。

※修理に伴い発生する建設廃棄物の運搬費、処分費は応急修理制度の対象です。

(2) 工事内訳として、修理業者が通常使用している見積書を添付してください。その際、応急修理制度の対象となる工事《市町村の負担分》には「〇」を応急修理制度の対象とならない工事《申込者の負担分》には「×」を記載してください。

(3) 「市町村名」、「受付番号」、「受付担当者名」は記入しないでください。

市町村の担当者が記入します。

2 修理見積書（総額用）の記入方法

複数の修理業者で対応する場合は、修理見積書（総額用）も合わせて使用してください。

(1) 各修理業者が作成した「修理見積書」の金額を「修理見積書（総額用）」に記入し、合算してください（記入例②一〇参照）。

(2) 「受付番号」は、記入の必要はありません。

《修理開始前・修理期間中の注意事項》

◆修理工事する周囲は被災した住宅街です。申込者以外の近隣の方も被災されています。

◆修理工事に係る諸法令は、遵守する必要があります。

上記2点について認識の上、下記の注意事項を遵守してください。

- ・工事前には、近隣住民の方にあいさつを行い、周辺とのトラブル防止に努めてください。
- ・工事車両については、申込者と協議の上、近隣住民の方の迷惑とならない場所に駐車してください（路上駐車等の禁止）。
- ・他の災害復興事業が行われる場合、工事の錯交が予想されます。事業者間で調整、協議するとともに、必要に応じて、市町村担当者に連絡してください。
- ・騒音や振動を伴う工事を行う場合は、近隣住民の方に工事日程等を周知する等、トラブル防止に努めてください。
- ・すべての工種において、ヘルメットを着用してください。
- ・仮設工事においては脚立足場ゴムバンド等労働安全衛生法を遵守してください。
- ・建設廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設リサイクル法」等、関係する法令を遵守してください。
- ・解体工事等における石綿（アスベスト）の飛散防止、労働安全衛生について、関係法令を遵守してください。

《修理写真整理方法》

- 出来る限りわかりやすいように、修理着手前・施工中・修理完了後に整理をしてください（様式第10-1号）。

《修理完了後の手続きについて》

- 修理が完了したら、工事完了報告書（様式第7-1号）を作成し、申込者に確認をしてもらいた承を得た後、市町村担当課に提出してください（申込者へ瑕疵担保期間中の補修等への対応についての説明もしてください）。
- 完了報告書には、①修理着手前、②施工中、③修理完了後の写真（様式第10-1号）を添付してください。
- 市町村で完了報告書の内容を確認後、修理内容状況、必要書類の不備等がなければ、支払いの手続きとなりますので、請求書（様式第8号）も同時に提出してください。
- 申込者の負担分がある場合は、直接申込者に請求をしてください。
- 《申込者の負担分》の工事が完了していない場合については、完了部分【市負担分】と未完了部分【申込者負担分】について、使用者の安全性を確保できる状態としてください。

※なお、必要な様式は、修理依頼書に同封のうえお送りいたしますが、ホームページにも掲載されていますのでご活用ください。

ご相談は、〇〇市町村〇〇課（電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇）へ

＜住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）制度に係る工事の施工業者の方へ＞

【一度、しっかりとこの内容を確認してから申込者と打合せをしてください】

この制度は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの緊急の修理を速やかに行うことを支援する災害救助法に基づく制度です。

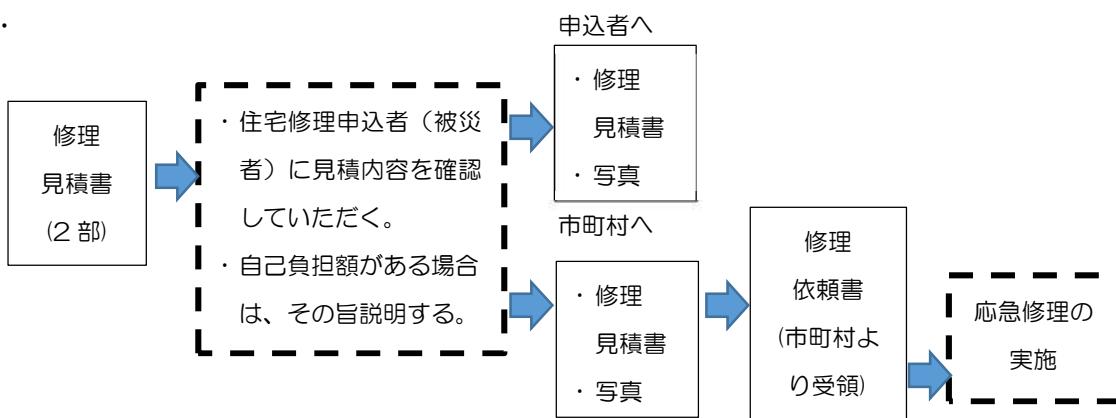
応急修理業者に市町村・申込者から選定されたら、申込者と連絡を取り、住宅の被害状況、修理希望箇所について、詳細に確認しながら、修理見積書の作成をお願いします。

その際、注意して頂きたい点があります。

- ① 通常の住宅の改修・修繕工事と違い、対象は被災住宅です。申込者は、突然の災害により、心身共に疲弊しているため、住宅の修理にあたっては、申込者に寄り添う姿勢でおこなってください。
- ② 申込者の修理希望箇所を修理することが第一ですが、緊急の修理は、災害により受けた被害を補償するものではなく、住家（屋根、外壁、建具）について日常生活に必要な最小限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に修理し、住宅の損傷が拡充しないようにするものであることを考えてください。

上記の二点について、しっかりと確認した上で、見積書の作成をお願いします。

- ・ 見積書は各社様式でも構いませんが、頭紙には『修理見積書・修理見積確認書（様式第3号）』を必ず使用してください。各社見積書から必要な項目のみを転記していただいて構いません。その際、様式と同様に各社見積書にも、申込者の記名をお願いします。
- ・ 修理見積書は、2部作成してください。
- ・ 申込者に最終的な見積り内容を説明し、見積書の下の欄に内容の確認をしていただいてください。
- ・ 修理見積書は、1部を申込者に、もう1部は市町村担当課に提出をお願います。
- ・ 市町村は、提出された修理見積書の内容を審査し、事業者あてに修理依頼書（様式第4-2号）を交付します。
- ・ 申込者が修理対象外工事を同時に行いたい場合など、応急修理限度額を超える工事を行う場合については、《市町村の負担分》と《申込者の負担分》が明確に分かるように見積書を作成してください。また、《申込者の負担分》については、別途、申込者と適切に契約等を締結してください。
- ・ 《市町村の負担分》と《申込者の負担分》の工事完了時期、支払い時期について、十分考慮した上で、手続きをお願いします。
- ・



《修理見積書（様式第3号）の作成》

1 修理見積書の記入方法

(1) 「工事名称」欄は、次のいずれで記入してもかまいません。

①工事種別単位（仮設工事、屋根工事、外壁工事、窓工事等）

※工事は施工箇所ごとに分けても結構です。

※修理に伴い発生する建設廃棄物の運搬費、処分費は応急修理制度の対象です。

(2) 工事内訳として、修理業者が通常使用している見積書を添付してください。その際、応急修理制度の対象となる工事《市町村の負担分》には「〇」を応急修理制度の対象とならない工事《申込者の負担分》には「×」を記載してください。

(3) 「市町村名」、「受付番号」、「受付担当者名」は記入しないでください。

市町村の担当者が記入します。

2 修理見積書（総額用）の記入方法

複数の修理業者で対応する場合は、修理見積書（総額用）も合わせて使用してください。

(1) 各修理業者が作成した「修理見積書」の金額を「修理見積書（総額用）」に記入し、合算してください（記入例②一〇参照）。

(2) 「受付番号」は、記入の必要はありません。

《修理開始前・修理期間中の注意事項》

◆修理工事する周囲は被災した住宅街です。申込者以外の近隣の方も被災されています。

◆修理工事に係る諸法令は、遵守する必要があります。

上記2点について認識の上、下記の注意事項を遵守してください。

- ・工事前には、近隣住民の方にあいさつを行い、周辺とのトラブル防止に努めてください。
- ・工事車両については、申込者と協議の上、近隣住民の方の迷惑とならない場所に駐車してください（路上駐車等の禁止）。
- ・他の災害復興事業が行われる場合、工事の錯交が予想されます。事業者間で調整、協議するとともに、必要に応じて、市町村担当者に連絡してください。
- ・騒音や振動を伴う工事を行う場合は、近隣住民の方に工事日程等を周知する等、トラブル防止に努めてください。
- ・すべての工種において、ヘルメットを着用してください。
- ・仮設工事においては脚立足場ゴムバンド等労働安全衛生法を遵守してください。
- ・建設廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設リサイクル法」等、関係する法令を遵守してください。
- ・解体工事等における石綿（アスベスト）の飛散防止、労働安全衛生について、関係法令を遵守してください。

《修理写真整理方法》

- 出来る限りわかりやすいように、施工前・施工後に整理をしてください（様式第10-2号）

《修理完了後の手続きについて》

- 修理が完了したら、工事完了報告書（様式第7-2号）を作成し、申込者に確認をしてもらいた承を得た後、市町村担当課に提出してください。
- 完了報告書には、①施工前、②施工後の写真（様式第10-2号）を添付してください。
- 市町村で完了報告書の内容を確認後、修理内容状況、必要書類の不備等がなければ、支払いの手続きとなりますので、請求書（様式第8号）も同時に提出してください。
- 申込者の負担分がある場合は、直接申込者に請求をしてください。
- 《申込者の負担分》の工事が完了していない場合については、完了部分【市負担分】と未完了部分【申込者負担分】について、使用者の安全性を確保できる状態としてください。

※なお、必要な様式は、修理依頼書に同封のうえお送りいたしますが、ホームページにも掲載されていますのでご活用ください。

ご相談は、〇〇市町村〇〇課（電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇）へ

被災した住宅の応急修理の概要

<目的>

災害救助法が適用された地域（市町村）において、災害のため住家が半壊・半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊）に対し、日常生活に欠くことのできない部分について必要最小限の補修を行う。

<条件> (内閣府との調整により決定される。)

○対象者 以下の全ての要件を満たす者（世帯）である。

- ①大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊等の被害
- ②応急修理により避難所等への避難が不要となる
- ③応急仮設住宅を利用しない（応急修理期間中は可能な場合有り）

○資力要件 自らの資力では応急修理をすることができない者

（ある程度の資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。）

○修理範囲 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所に限る。

○限度額 ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けた世帯

1世帯当たり 739,000円以内である。（2025年4月現在）

②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯

1世帯当たり 358,000円以内である。（2025年4月現在）

（現金支給は行わず、市町村が修理依頼を行うことになる。）

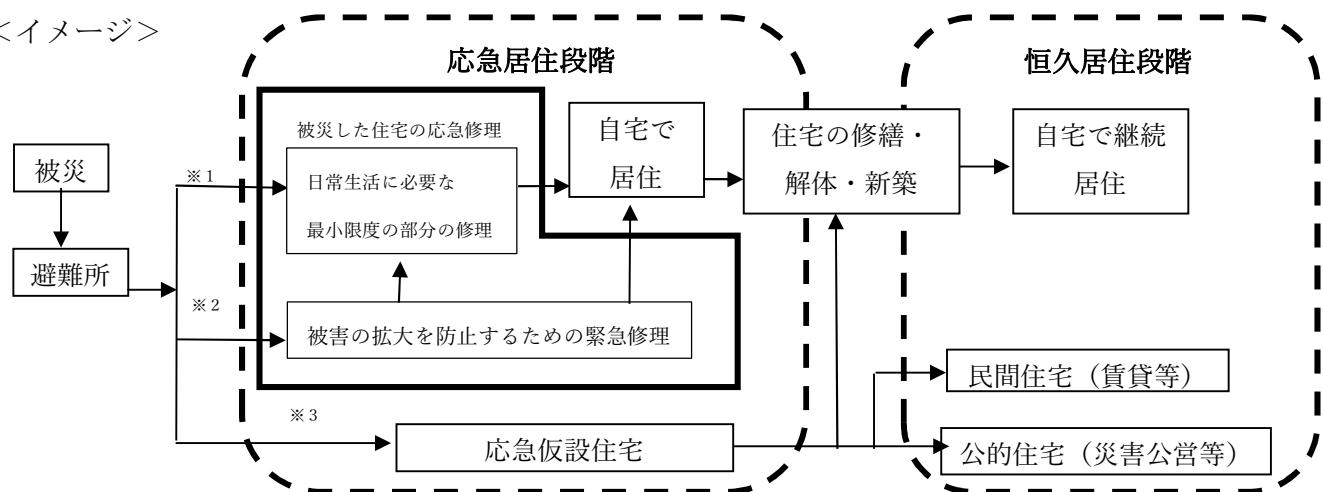
○期限 工事は、災害発生の日から3ヶ月以内に完了する。

（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内）

（国との調整の上、期限の延長がありうる。）

応急修理の受付期間については、被害状況、被災者への周知、対象者の選定及び修理依頼事務等を勘案して、市町村で個別にご判断ください。

<イメージ>



災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。



応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう “写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。

撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

(1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど

- ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
メジャー等がない場合は浸水高を指さしして撮影しましょう。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。
また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

(2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など

- ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

(3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など

- ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
- ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。



災害により住宅に被害を受けた方へ大切なお知らせです。

周知用
イメージ

令和5年
度から

災害により、屋根等に被害を受けた住宅
に対し、ブルーシートの支給等について、
自治体からの支援が受けられます。

災害により屋根等に被害が生じた住家には、次の雨に備えて、

- ・ 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- ・ 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
- ・ アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前を歩行する方々への安全確保（2次被害防止）のため）

などに対して自治体から救助が受けられます。

○対象：屋根、外壁、建具（窓や玄関）等に損傷があり、ひとたび雨が降れば浸水を逸れない方で、自治体から「準半壊以上（相当）」と判断された方になります。

※「準半壊以上（相当）」の判断は、自治体職員による現場確認又は被害を受けた方が持参した写真で判断します。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

※住家が対象となります。物置、倉庫や駐車場等は対象となりません。

○期間：災害発生の日から10日以内 → 5万3千9百円（R7.4月～）

○支援内容：上限5万円以内（①又は②のいずれか）

- ① ブルーシート、ロープ、土のう等の資材の現物給付
- ② 修理業者・団体によるブルーシート展張等の修理の提供

＜留意点＞

- ・1人での作業は非常に危険です。作業はできるだけ適切な装備（ヘルメットや安全帯）を装着して、経験者と2人以上で行いましょう。
- ・破損状況を箇所別に撮影しましょう。
- ・修理前、修理後の写真が必要です。修理業者に撮影を依頼しましょう。

都道府県・市町村名

様式5

救助実施記録日計票

救助の種類

市町村名
責任者氏名
地区責任者氏名

NO._____ 月 日 時 分現在

員数(世帯)	
品目 (数量・金額)	
受入先	
拠出先	
場所	
方法	
記事	

(記入要領)

- 1 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- 2 記録票欄外のナンバー欄には、記録票ごとに一連番号を附するものとし、報告内容を訂正する場合、例えばNo.10の次にNo.5の分を訂正する場合には、「No.11(No.5訂正)」のように記載のうえ、No.5の記録票には朱で×印を付し、「(No.11に訂正済)」とし、廃棄することなくそのままナンバー順に綴つておくこと。
なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附し、ナンバー順に綴ってよい。
- 3 記録票欄外の救助の種類別欄は、災害救助法第4条第1項の救助の種類を記入する。
- 4 機械・器具等を無償で借上げた場合についても記録票を作成する。
- 5 災害救助基金より放出した場合についても同様とする。
- 6 被服寝具その他生活必需品の給与等で、県調達分と市町村調達分があるときは、それぞれ別に記録票を作成する。

救助実施記録日計票

救助の種類 避難所の供与

市町村名	○○市
責任者氏名	○○ ○○
地区責任者氏名	○○ ○○

NO. ○ ○月○○日○時○○分現在

員数(世帯)	200人(80世帯)
品目 (数量・金額)	—
受入先	—
拠出先	—
場所	○○小学校
方法	被災した住民を○○小学校体育館に収容
記事	—

(記入要領)

- 1 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- 2 記録票欄外のナンバー欄には、記録票ごとに一連番号を附するものとし、報告内容を訂正する場合、例えばNo.10の次にNo.5の分を訂正する場合には、「No.11(No.5訂正)」のように記載のうえ、No.5の記録票には朱で×印を付し、「(No.11に訂正済)」とし、廃棄することなくそのままナンバー順に綴つておくこと。
なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附し、ナンバー順に綴ってよい。
- 3 記録票欄外の救助の種類別欄は、災害救助法第4条第1項の救助の種類を記入する。
- 4 機械・器具等を無償で借上げた場合についても記録票を作成する。
- 5 災害救助基金より放出した場合についても同様とする。
- 6 被服寝具その他生活必需品の給与等で、県調達分と市町村調達分があるときは、それぞれ別に記録票を作成する。

様式 1 6

住 宅 応 急 修 理 記 錄 簿

市町村名

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘要
		月 日	円	
計	世帯			